

平成 3 0 年

国見町議会会議録

第 3 回 定例会

平成 30 年 9 月 4 日開会

平成 30 年 9 月 12 日閉会

国 見 町 議 会

平成30年第3回（9月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（9月4日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
陳情の付託	7
議案の上程（報告第5号～議案第47号）	7
町長提案理由の説明	7
協議会関係の報告	13
代表監査委員の報告	14
散会の宣告	15

第2号（9月5日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
一般質問	19

8 番 松浦常雄君	19
①小中学校の特別教室への冷房機の設置について	
5 番 佐藤定男君	21
①公用車の適切な管理について	
②図書室の管理・運営について	
2 番 村上 一君	28
①国見町の農業の現状と将来の展望について	
1 番 松浦和子君	32
①子育て援助活動支援事業ファミリー・サポート・センターの設置について	
②家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」について	
6 番 村上正勝君	38
①河川改修について	
11 番 浅野富男君	41
①農業をめぐる課題について	
②人口減少の中での水道事業について	
散会の宣告	54

第3号（9月6日）

議事日程	55
出席議員	56
欠席議員	56
遅参及び早退議員	56
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	56
本会議に出席した事務局職員	56
開議の宣告	57
諸般の報告	57
報告第 5号 健全化判断比率の報告について	57
報告第 6号 資金不足比率の報告について	57
報告第 7号 町が出資している法人の経営状況について	57
承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて	58
議案第39号 動産の取得について	58
議案第40号 平成30年度国見町一般会計補正予算（第3号）	59
議案第41号 平成30年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）	66
議案第42号 平成30年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	67

議案第 4 3 号	平成 3 0 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	67
議案第 4 4 号	平成 3 0 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	68
議案第 4 5 号	平成 3 0 年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第 1 号）	68
議案第 4 6 号	平成 3 0 年度国見町水道事業会計補正予算（第 1 号）	69
散会の宣告		69

第 4 号（9 月 1 2 日）

議事日程		71
出席議員		72
欠席議員		72
遅参及び早退議員		72
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名		72
本会議に出席した事務局職員		72
開議の宣告		73
認定第 1 号	平成 2 9 年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について	73
認定第 2 号	平成 2 9 年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について	94
認定第 3 号	平成 2 9 年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について	95
認定第 4 号	平成 2 9 年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	96
認定第 5 号	平成 2 9 年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	96
認定第 6 号	平成 2 9 年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	97
認定第 7 号	平成 2 9 年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	99
認定第 8 号	平成 2 9 年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	99
認定第 9 号	平成 2 9 年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について	100
認定第 1 0 号	平成 2 9 年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について	100
議案第 4 7 号	平成 2 9 年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について	100
常任委員長報告		
陳情第 2 5 号	学校給食費の無料化を求める陳情	103
陳情第 2 6 号	県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての	

陳情	103
陳情第 27 号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての 陳情	103
追加日程の議決	105
町長提案理由の説明	105
同意第 4 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	105
諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	106
議員の派遣について	106
常任委員会の所管事務調査について	106
町長挨拶	107
閉議及び閉会の宣告	107

国見町告示第27号

平成30年第3回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月21日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成30年9月4日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

- ・ 応招議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番（欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番（欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

- ・ 不応招議員

なし

第 1 目

平成30年第3回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年9月4日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
 - 陳情第25号 学校給食費の無料化を求める陳情
 - 陳情第26号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情
 - 陳情第27号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情
- 第 5 報告第 5号 健全化判断比率の報告について
- 第 6 報告第 6号 資金不足比率の報告について
- 第 7 報告第 7号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第39号 動産の取得について
- 第10 議案第40号 平成30年度国見町一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第41号 平成30年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第42号 平成30年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第43号 平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第44号 平成30年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第45号 平成30年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第46号 平成30年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第17 認定第 1号 平成29年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 2号 平成29年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 3号 平成29年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 4号 平成29年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 5号 平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 6号 平成29年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 7号 平成29年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 2 4 認 定 第 8 号 平成 2 9 年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 5 認 定 第 9 号 平成 2 9 年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 6 認 定 第 1 0 号 平成 2 9 年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 7 議 案 第 4 7 号 平成 2 9 年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一 君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	阿部正一君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	引地 真君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	実沢隆之君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのためクールビズに取り組んでおりますので、暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回国見町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番松浦和子君、2番村上一君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの9日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

平成30年第2回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第2回議会定例会で可決いたしました地方財政の充実・強化を求める意見書については、6月28日に内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告3件、承認1件、議案9件、認定10件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情 3 件であります。

一般質問の通告は 6 議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

本席より、私から福島地方水道用水供給企業団議会について報告いたします。

去る 8 月 28 日、福島地方水道用水供給企業団議会定例会が開催されました。

議会に先立ち、新しく二本松市議会より選出された議員の議席が指定され、会議が開会されました。

本議会に提出された議案は 2 件であり、議案第 8 号、平成 30 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算と議案第 9 号、平成 29 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件の 2 件でありました。

2 件とも、いずれも原案どおり可決承認されました。

詳細につきましては、お手許に配付した資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第 4、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情 3 件であり、請願はありませんでした。

お手許に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（報告第 5 号～議案第 47 号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第 5、報告第 5 号から日程第 27、議案第 47 号までの報告 3 件、承認 1 件、議案 9 件、認定 10 件を一括上程いたします。

なお、この 23 件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第 5 号から議案第 46 号までの 12 件については、6 日に議案説明、質疑、採決を行い、認定第 1 号から議案第 47 号までの平成 29 年度各会計決算認定及び水道事業未処分利益剰余金の処分につきましては、最終日の 12 日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日、ここに平成 30 年第 3 回国見町議会定例会を招集いたしました

たところ、議員の皆様におかれましては、ご壮健にてご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会には、平成29年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算をはじめ、当面する重要な案件を提出いたしておるところでございます。

まず、平成30年6月第2回議会定例会以降の町政執行等の主なものについて申し上げます。

最初に、「東日本大震災の早急な復旧・復興」について申し上げます。

まず、除染対策事業について申し上げます。

仮置き場からの除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送につきましては、藤田方部1号仮置き場からの全量搬出が7月末をもって完了いたしましたところでございます。

今後とも、早期全量搬出に向け、環境省と鋭意協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、風評対策トップセールス、特産品PR事業について申し上げます。

まず、今シーズンのPR事業につきましては、モモの出荷開始に合わせまして、7月1日に行いました道の駅国見あつかしの郷や東北自動車道国見サービスエリアでの無料配布を皮切りに、東京・日本橋ふくしま館、岩手県平泉町、北海道ニセコ町や札幌市、岐阜県池田町において、国見ジュニア応援団、モモ生産農家の青年農業者、ミスピーチらとともに、国見町産のモモのPRを行ってきたところでございます。

また、道の駅との連携によりまして、北海道鹿追町や栃木県茂木町の道の駅においてモモのPR販売トップセールスを実施したほか、商工会との連携により、東京都羽村市のはむら夏まつりにおきましても、モモのPR販売を実施いたしましたところでございます。

今後とも、地域間交流の活性化を図りながら、町特産の米やリンゴ、あんぼ柿などの出荷時期に合わせた風評対策・特産品PR事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成30年産米の全量全袋検査について申し上げます。

今年度におきましても、福島県産米の信頼性の回復と食の安全安心の確保のため、引き続き取り組むとともに、今月25日ごろからの検査に向け、準備を現在進めておるところでございます。

続きまして、「安全安心な町政の実現」について申し上げます。

まず、台風第13号に対する対応についてでございます。

8月8日から9日にかけて、強い勢力で福島県に接近しました台風第13号に対応するため、台風接近前から庁内に対策本部を設置しまして、福島気象台ほか関係機関との緊密な情報連絡体制のもと台風接近に備えますとともに、町内3カ所に自主避難者のための避難所を設置したところでございます。

次に、局地的大雨に対する対応について申し上げます。

8月10日に発生をいたしました局地的大雨につきましては、事前配備によりまして気象情報の収集を行い、大雨警報発表後、警戒本部を設置し対応いたしましたところで

あり、翌日早朝より被害調査を実施し、所要の復旧経費について直ちに専決処分を行ったところでございます。

次に、国見町防災訓練について申し上げます。

昨年度に引き続き、今年度につきましても9月9日に小坂地区、藤田・山崎地区、石母田地区、森江野地区、大木戸地区、大枝地区の各地区において、それぞれ安否確認、消火訓練などの各種訓練を実施することといたしておるところでございます。

続きまして、「活力のある町政の実現」について申し上げます。

まず、道の駅国見あつかしの郷の状況についてでございます。

本格的なモモの販売に合わせまして、7月21日からサマーフェスタと題しまして、モモの特設販売コーナーを設置したほか、ビアホールの設置、花市の開催などを行ったほか、夏のくにみご案内ウィークとしまして、道路情報コーナーに案内ブースの開設や周遊ツアーを実施いたしましたところでございます。

また、9月2日には、開業以来の来場者が250万人を達成いたしましたところでございます。

次に、義経まつりについて申し上げます。

9月23日に開催する義経まつりでは、メインの義経公行列の義経役に若手俳優の飯島寛騎さんを起用しますとともに、静御前役には県内外から多くの応募を現在いただいております。

また、道の駅国見あつかしの郷においても、昨年同様、義経、静御前、弁慶のステージイベントの開催を予定するほか、商店街では例年通り藤田宿グルメ街道や観月台文化センターでの観月台わくドキ広場などの開催を予定いたしておるところでございます。

次に、地方創生・シティプロモーション事業について申し上げます。

道の駅国見あつかしの郷への集客、リピーターの確保を目的としまして、仙台圏をターゲットとしました取り組みを強化しますとともに、ミスピーチとともども、仙台市役所、河北新報社を訪問したほか、藤崎デパート前においてモモのトップセールスを行ったところでございます。今後とも、引き続き仙台圏へのアプローチを強化し、道の駅の集客に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、国見ホイスコーレ事業について申し上げます。

7月14日から11日間、デンマークなどの北欧の学生と日本の大学生11名が貝田地区を中心に、主に建築を主体として学習するホイスコーレを開催したほか、9月14日には国見ホイスコーレオープンキャンパスと題しまして、首都圏の若者、カスタムラボの参加者との交流、連携を目的としまして、東京・永田町においてイベントを開催する予定としております。

続きまして、「思いやりのある町政の実現」についてでございます。

まず、子育て支援事業について申し上げます。

屋内遊び場くにみもたん広場では、グランドオープン以来5年目を迎え、9月1日に5周年の記念セレモニーを行ったところであり、今後とも、道の駅に設置しま

した木育広場つながる一むと屋内遊び場くにみももたん広場との連携による子育て支援を継続してまいりたいと考えてございます。

次に、食育推進の取り組みについて申し上げます。

昨年度策定をいたしました食育推進計画に基づき、6月の食育月間の取り組みとしまして、食生活改善推進員による街頭啓発活動や、くにみ幼稚園の年中組と年長組において食育教室を開催し、食育推進に取り組んだところでございます。

次に、介護予防のための日常生活支援総合事業の取り組みについて申し上げます。

人口減少の中、これからの地域づくりを高齢福祉の視点から、ささえ愛カフェを開催し、多くの方々に高齢者の居場所・地域の居場所づくりの大切さをアピールできたものと考えているところでございます。

また、平成28年度より始まっております通いの場においては、既に10カ所で自主化され事業が継続されており、本年度も3地区で新たな通いの場がスタートしてございまして、今後の普及のため、今年度も介護サポーター養成講座を開催したいと考えてございます。

次に、人権擁護啓発の取り組みについて申し上げます。

国見小学校の児童が育てた人権の花につきましては、現在、庁舎正面に飾っているところでございますが、花を育てることで、豊かな心、優しさ、思いやりなど、人権教育につながっていくものと期待をいたしておるところでございます。

最後に、「国見町の継続的な維持発展」について申し上げます。

まず、歴史を活かしたまちづくりについて申し上げます。

昨年1月に開館いたしましたあつかし歴史館におきましては、8月11日に七夕まつりのイベントを大木戸歴史むらづくりの会と共催で開催いたしましたところであり、各種の催しとともにさまざまなワークショップを実施いたしましたところでございます。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所関係について申し上げます。

今年度の研修事業につきましては、短期研修、体験研修ともそれぞれ順調に研修計画に基づき開催をいたしているところでございます。また、園芸作物の振興に向けた野菜の多品目栽培につきましては、ハウスや露地圃場において栽培計画に基づき進めておりますが、現在はナスやジャガイモを出荷いたしている状況になってございます。

さらに、長期研修生の確保に向け、県やJAふくしま未来などと連携を図りながら、新規就農相談窓口の開設に参加するなどして、訓練所のPRに鋭意努めているところでございます。

次に、域学連携事業について申し上げます。

福島大学との集落活性化事業では、昨年引き続き、内谷地区において、地区の伝統工芸であるしめ縄づくりのため、春に植えた稲の刈り取りを大学生と地域の皆さんが一緒になって行ったほか、小坂地区の盆踊りには大学生にも参加をいただき、地区の皆さんとの交流を図ったところでございます。

また、桜の聖母短期大学とは、リンゴスイーツの試食会を通しまして、新たなレシピの提案を受けるとともに、町民の皆様との交流を行ったところでございます。

次に、個人県民税優良市町村に対する県知事感謝状について申し上げます。

去る7月31日に、昨年に引き続き国見町に対し本年度の知事感謝状の贈呈が行われ、国見町は震災の年を除く12年連続で受賞いたしたところであり、引き続き収納率の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

個人番号カードの交付状況は、8月28日現在の地方公共団体情報システム機構から町に送付されたカードは1,111枚で、町から本人に交付されたカードは1,039枚となっております。

次に、県北中学校について申し上げます。

7月23日から24日に行われました県中体連の福島県大会に出場しましたソフトテニス女子団体は、第3位と健闘いたしたところでございます。

また、8月29日に開催されました伊達地区中学校英語弁論大会では、暗唱の部、創作の部、スキットの部の全ての部門で第1位を獲得する快挙をなし遂げたところでございます。

なお、5月から進めてまいりました教室等の扉改修工事は7月末に工事が完了し、8月には玄関扉の改修工事に着工いたしたところでございます。

次に、国見ジュニア応援団について申し上げます。

本年度は、7月には平泉町を訪問したほか、義経まつりでは国見町を訪れる平泉町の子どもたちとの交流を行うことといたしてございまして、10月には岐阜県池田町を訪問し、交流と情報発信を行うことといたしてございます。

次に、地域学校協働本部事業について申し上げます。

夏休みの期間中は、小学校の低学年対象の夏祭りや昆虫採集などの野外活動、それから高学年対象の夏休み学習会など、幅広い事業を開催いたしたところでございます。

次に、スポーツ事業について申し上げます。

東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、7月には国見町の応援大使でもございます三屋裕子さんを招き、国見町への応援メッセージも込められた講演会を開催いたしたところでございます。

また、オリンピックへの関連事業への取り組みにつきましても、今後、県と協議を進め、対応してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、文化事業について申し上げます。

7月14日から2日間でベーゼンドルファーの試弾会を開催したほか、7月28日に道の駅国見を会場に、世界の食文化と文化芸術事業を組み合わせ「世界の料理講座 フランス料理編」を開催し、大好評を得たところでございます。

最後に、町長と対話の日事業などについて申し上げます。

例年開催をいたしております町民相談室主催の町民の皆様との懇談会につきましては、7月に福祉関係者の方々を対象に実施したほか、8月25日にはくにみの日プレ事業として町長と対話の日を実施し、多くの町民の方々と意見交換を行ったところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げた各議案等について、その概要を申し上げます。

報告第5号「健全化判断比率の報告について」及び報告第6号「資金不足比率の報告について」の2件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見書を付して議会に報告をするものでございます。

報告第7号「町が出資している法人の経営状況について」につきましては、地方自治法の規定によりまして、国見町まちづくり株式会社の経営状況について報告するものでございます。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」につきましては、平成30年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分について承認を求めるものでございます。

議案第39号「動産の取得について」につきましては、地方自治法及び関係条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第40号「平成30年度国見町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1億510万8000円を追加し、総額を52億5518万7000円としたいとするものでございます。

議案第41号「平成30年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）」から議案第46号「平成30年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」までの各会計につきましては、それぞれ所要の予算を計上するものであり、運営協議会を設置してあるものにつきましては、それぞれご説明、ご同意をいただいておりますことをご報告申し上げます。

次に、各会計の決算認定についてでございます。

まず、認定第1号「平成29年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

歳入決算額は72億2156万円、歳出決算額は67億120万円となり、形式収支から繰越財源を除いた実質収支額は4億5650万円の黒字となったところでございます。

平成29年度決算につきましては、除染事業費などの大幅な減少に伴いまして、平成28年度よりも決算規模が25%程度減少いたしました。これまで同様、国・県補助金や震災復興特別交付税を活用することで一般財源の圧縮に努めた結果、引き続き黒字決算となったところでございます。

次に、認定第2号「平成29年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」から認定第9号「平成29年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」までの8件につきましても、いずれも黒字決算の内容でございまして、それぞれ管理会、運営協議会などでのご同意をいただいております。

次に、認定第10号「平成29年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について」及び議案第47号「平成29年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について」申し上げます。

水道事業の運営にあたりましては、生活用水の安定供給を図りつつ、経費節減、合

理化など一層の経営健全化に努めてございまして、当年度の未処分利益剰余金は705万7659円となったところございまして、ここから減債基金積立金に500万円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を205万7659円としたいとするものでございます。

なお、内容につきましては、水道事業経営審議会のご同意をいただいておりますのでございます。

ただいま平成29年度の各会計の決算概要について申し上げましたけれども、各会計につきましては監査委員の審査をいただき、その意見書を添付してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、本定例会にご提案申し上げました各議案につきまして、一括提案の理由の趣旨を申し上げましたけれども、各議案の内容、計数などにつきましては、審議に先立ち、関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、任期満了に伴う教育委員会委員並びに人権擁護委員に関する人事案件について追加提案を予定してございますので、ご報告を申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

◇

◇

◇

◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について担当課長の説明を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） それでは、私から、伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告いたします。

去る8月21日、平成30年第2回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されたところでございます。

提出された案件は、2件でございます。

1件目は、認定第1号「平成29年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計歳入歳出決算認定について」でございます。

歳入決算額は2143万9430円、歳出決算額は1663万1368円であり、歳入歳出差引残金480万8062円は翌年度へ繰り越しとなったところでございます。

なお、決算書につきましては、原案のとおり認定されているところでございます。

続きまして、2件目でございます。「平成30年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計補正予算（第1号）について」でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万6000円を追加し、歳入歳出それぞれ1847万9000円とするものでございます。

内容につきましては、火葬場のアクセス道路であります県道拡幅工事によりまして、火葬場案内看板が支障になるため、移設による建てかえ費用を計上するものでございます。

以上、提出されました議案は、原案のとおり可決されているところでございます。
なお、詳細につきましては、配付されております写しをごらんいただきたいと存じます。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明、協議会関係の報告は終わりました。

◇

◇

◇

◇代表監査委員の報告

議長（東海林一樹君） 次に、平成29年度各会計決算審査及び健全化判断比率、資金不足比率の審査の結果について、佐藤徳正代表監査委員より報告を求めます。代表監査委員。

代表監査委員（佐藤徳正君） 決算審査についてご報告いたします。

平成29年度の各会計決算審査及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率について審査を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

審査に付されました平成29年度一般会計並びに特別会計の決算、健全化判断比率並びに資金不足比率につきまして、8月16日から8月24日までの期間の中で審査をいたしました。

まず、決算審査手続につきましては、各会計決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収支に関する調書など、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、さらに財政運営が適正であったかどうかを主眼として審査を行いました。

その結果、総括的には一般会計をはじめ、各会計とも黒字を維持しており、計画的な財政執行により、収支の均衡と健全な財政運営が行われているものと認められました。

次に、健全化判断比率、資金不足比率の審査につきましては、提出された健全化判断比率の算定と、その基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、いずれも適正に行われているものと認められました。

健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、ともに実質収支は赤字でないで、この比率は発生いたしません。

実質公債費比率は6.8%であり、早期健全化基準である25%を下回っているので、良好と言えます。

将来負担比率は67.8%で、基準の350%を下回っているので、良好な状態があります。

公営企業の経営状況を示す資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、土地開発事業特別会計のいずれも資金不足がないため、この比率は発生いたしません。

詳細につきましては、議員の皆様のお手許に配付しております意見書をごらんいただきたいと存じます。

簡単ではありますが、決算審査及び健全化判断比率並びに資金不足比率についての審査報告といたします。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

10時50分より、委員会室において、報告、一般議案の議案調査会を行い、その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側で開催いたします。

あす5日は午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前10時37分)

第 2 目

平成30年第3回国見町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年9月5日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	阿部正一君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	引地 真君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	実沢隆之君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。暑い方は上着を脱いで臨まれても結構です。
ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は簡潔かつ要領良く発言願います。

なお、この際、申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、8番松浦常雄君。

（8番松浦常雄君 登壇）

8番（松浦常雄君） さきに通告しておりました1点について質問します。

小中学校の特別教室への冷房設備の設置についてであります。

町の小中学校では、原発事故による放射線から子どもたちを守るために、平成24年度から普通教室には全て冷房機が設置されており、子どもたちは適切な温度の教室で学習ができるようになっています。

しかし、普通教室以外の音楽室、図工室、理科室、家庭科室、集会室など、コンピューター室を除く特別教室には冷房機は設置されておりません。特別教室を使う授業は5月から9月までの間に小学校では374時間、中学校では734時間で決して少なくありません。小学校の特別教室で最も多く使われているのは音楽室で159時間、次いで理科室の100時間です。中学校では最も多いのが第2理科室の160時間、次いで第1理科室の148時間、美術室142時間、音楽室137時間、家庭科室、これは被服室ですが82時間となっています。

子どもたちは30度を超える暑さの中で、時には35度を超える猛暑の中で、冷房機のない特別教室で授業をしているのが現状であります。

平成23年3月に原発事故が発生し、5月以降はまだ空気中の放射線が高く窓を閉め切って授業をしており、各教室へ扇風機は設置されましたが、それでは不十分であるとして、ぜひ冷房機を設置してほしいと、町連Pの集会でも強く要望が出されました。それでも、当時の町当局は冷房機の設置は必要ないとの回答でした。ところが、急に23年8月末の臨時議会で小中学校の教室に冷房機を設置する議案が出され、議案は可決され、その後、普通教室に冷房機が設置されました。

しかし、冷房機が設置されたのは普通教室のみで、特別教室は設置されていないの

が、私はことしの6月になってはじめてわかりました。特別教室も含めて全て冷房機が入っていたものと思っていたわけです。普通教室だけですという説明は聞いた覚えがありません。

伊達市のある中学校では、24年度に特別教室も含めて全ての教室へ冷房機が設置されたと聞いています。また、新築された保原小学校と梁川小学校には、特別教室も含め全ての教室に冷房機が設置されていると聞いています。

5月から9月までの暑さはことしだけの現象ではなく、ここ数年続いていることです。国見町では、なぜ特別教室へ冷房機が設置されなかったのか。また、なぜ今まで設置されてこなかったのか、教育長に質問いたします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） 8番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、普通教室においては、原発事故による放射線から子どもたちを守るため、平成23年度に設置し、平成24年度から空調設備が整った教室で学習を行っているところであります。

さて、特別教室に冷房機を設置していない理由は何かというお質しでございますが、限られた予算の中で、まずは子どもたちの安全・安心の確保のため、そして、子どもたちにとって最も学習時間の長い普通教室から優先的に整備したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 最も使用時数の多い普通教室から順次ということですが、この6年もの間、特別教室に設置されるという話は聞いておりません。随分時間がたっているわけですが、はじめから設置する考えがなかったのかなと思われそうですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

はじめから整備するという考えがないということではなく、総合的に判断しまして、普通教室を優先させていただいたと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） そういうことでありますと、順次ということですから、一度にできないのは、予算的な面もありますので理解できますけれども、普通教室と違って教室の数が少ないわけです。ですから、やろうと思えばもう少し早くできたのではないかなと思います。その点はいかがでしょう。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

町としましても各年度でいろんな事業に取り組んでおりまして、校舎等の老朽化対策、また、学校の教材・備品の充実に向け、予算的な面は、そういったものを最優先に行っております。今後は、総合的に判断して、空調設備については順次と考えて

いるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） では、次の質問に移ります。

地球温暖化が進んでいるためか、ことしは5月から例年よりも高温の日が多く、6月に入っても梅雨の時期に雨がほとんど降りませんでした。また、7月から8月にかけては、日本各地で35度を超える猛暑の日数の記録を更新した地域が多かったと報じられています。また、身体に危険な40度を超える気温に達したところもありました。

昨日の新聞によれば、「東日本史上最も暑い夏」という大見出しと「平年よりも1.7度高く」という小見出しがありました。また、県内7月の平均気温は32観測地点のうち29地点で過去最高という記事もありました。テレビの気象情報では、ためらわずに冷房を使うなどして適切な温度管理に努め、熱中症にならないように気をつけましょうという注意が毎日のようにありました。このような暑い夏はことしだけではなく、来年以降も続くものと予想されます。

小中学生は大人と比較して体力が劣り、熱中症にかかりやすいことを考えますと、児童・生徒の熱中症を防止するためにも、特別教室にもぜひ冷房機を早期に設置すべきと思うが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、近年は猛暑の日が多く、議員が先ほどおっしゃられたとおり、特にことしは気象情報でも、ためらわず冷房を使うなどして適切な温度管理に努め、熱中症にならないようにというような注意を促す報道も多々なされました。

ご承知のとおり、国におきましても、今年度の猛暑の状況を踏まえ、各学校に対するエアコンの設置を早急に進めるとの方針が出ているところであります。

教育委員会といたしましても、特別教室へエアコンを設置し、子どもたちの学習環境を整備してまいりたいと考えているところであります。このため、いち早く国・県などの関係機関に対し特別教室への空調設備に対して財政支援を要請するなど、鋭意努力を進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 特別教室への冷房機設置を考えているという心強い答弁をいただきました。子どもたちの健康を守るために、そして、適切な温度の中で学習に専念できるように、できるだけ早く、来年度からでも特別教室へ冷房機を設置していただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、5番佐藤定男君。

（5番佐藤定男君 登壇）

5番（佐藤定男君） さきに通告いたしました内容に従いまして質問をいたします。

まず、公用車の適切な管理についてということであります。

私は平成28年9月の議会におきまして、公用車の管理について質問をしております。その後、執行部のほうで国見町公用車管理規則というものを平成28年12月に定められまして、翌年の平成29年1月から施行されております。

この国見町公用車管理規則、以下管理規則と申し上げますけれども、それ以前の管理規則との違いはどのようなものでしょうか。お聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

公用車の管理につきましては、昭和56年6月制定の国見町車両等管理規程に基づきまして運用・管理してまいりましたが、時代の流れに伴いまして、多様化する公用車のニーズに見合う新たな運用・管理指針が必要となったことから、国見町車両等管理規程を廃止いたしまして、新たに国見町公用車管理規則を平成28年12月に制定したところであります。

以前の管理規程と新たな管理規則との違いについてのお質しですが、全体的な文言の整理、条間での整理統合とあわせまして、第11条に公用車の更新基準、第12条に集中管理車両、第13条に運転の依頼、第14条に高速道路の使用を新たに設けたところであります。また、公用車の使用に直接、間接を問わず、事故が発生したときに適切な処置を講ずることを目的として、第8条に交通事故対応マニュアルを明記したところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 以前に昭和56年6月制定の車両等管理規程があったわけですが、時代の情勢に合わせて作成したということであります。

そこで、新しい管理規則によりますと、公用車の更新基準は初年度登録から15年以上経過、走行距離が15万キロを超えたときとあります。平成29年1年間の全公用車の平均走行距離、最高距離及び最低距離数をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

全公用車32台の年間走行距離、これの平均でございますが、6,064キロメートルとなっております。また、最高距離につきましては、総務課管理の集中管理車両になりますフィットハイブリッド、普通車であります。年間走行距離は1万5278キロメートルであります。最低距離につきましては、住民生活課管理の車両名ウイングロード、普通車でありまして、年間走行距離は約1,000キロメートルであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 今、距離数をお聞きしました。

実際の年間の就業日になりますけれども、約250日でございます。それを15年

経過で走行距離は15万キロですから、年間を見ますと平均1万キロです。それを年間就業日で割りますと、1日平均大体40キロとなります。その内訳を、ただ最低と最高を聞きましたけれども、その点につきましては、後の質問と絡めてご質問したいと思います。

続きまして、平成28年の保有台数は36台でありましたけれども、普通車21、軽自動車15台の内訳ですが、現在の保有台数は32台、普通車20台、軽自動車12台となっております。この間、4台削減されておりますけれども、内訳を見ますと軽自動車の割合が41%から37%に減少しております。この間に更新された車の更新前の種別及び更新後の種別をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

公用車の管理台数につきましては、28年度中に3台、平成29年度中に1台の合計4台が減少しております。うち3台が軽自動車となっているところであります。

用途につきましては、1台が総務課で集中管理していた軽自動車、リースの車両でございますが、これはリース期間終了によるもので、ほかの3台につきましては除染作業で使用していた軽自動車、リース車両2台とバンタイプの普通乗用車、リース車両になりますが、1台の計4台であります。

この間に更新を行った公用車は1台でありまして、多人数を乗車させるタイプのワゴン車を同種別のワゴン車と同じタイプのものを更新したということでありまして。ワゴン車につきましては、ステップワゴンでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 車種の更新時及び新規の選定については、管理規則ではさまざまな用途に対応できるよう車種が偏らないようにすると記載されております。

ある程度の人数、6人から8人と乗る車は別といたしましても、ほかの用途につきましては、軽自動車でも乗用タイプ、貨物タイプがありますけれども、十分間に合うのではないかと私は考えております。

今後、公用車の更改については、原則として乗用、貨物、両方ともですが、軽自動車にしてもいいのではないかと考えますが、ご所見をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、お答えを申し上げます。

公用車の車種の選定についてのお質しでございます。

町におきましては、先ほどお話し申し上げましたように、規則で、多様化する行政ニーズに合わせて、業務の目的、安全・安心、この安全・安心が私は非常に重要なかなと思っております。それから、当然経費節減などを意識した選定など、さまざまな用途、目的に合った車種の選定、利活用というものを規則に基づいて図っておるということでございます。

一例を申し上げますと、先ほど議員のお質しにもありましたように、大人数の送迎、

農産物PRをはじめとする物品の輸送等のワゴン車、災害発生時、雪道、林道や悪路走行を想定した4輪駆動車、さらには最近、県外を含む遠方の出張が非常に多くなっておりまして、高速走行等を想定した車種の利用など、円滑でかつ安全・安心が非常に重要ななと思っておりますので、公務執行を担保する車種の選定、利活用をぜひ図ってまいりたいと考えております。

また、議員お質しの軽自動車につきましては、例えば町民への戸別訪問とか、町内とか、近隣市町村への会議の参加など、機動性の担保とか、経費の節減、こういった意味では期待ができますし、福祉関係とか、税納関係とか、戸別訪問など機動的にやる部分で積極的に活用させていただいておるということでございます。

さらに、これは議員は十分ご承知だと思いますけれども、最近では地球温暖化に配慮した電気自動車、ハイブリッド車導入による経費の節減も今後、非常に重要な課題であります。国も動いている、県も動いている。県はほとんど、今、ハイブリッドにシフトしています。国・県の連携なども含めて、そういったハイブリッド車なども含めた利活用も非常に重要な課題になっておると認識をいたしております。

いずれにいたしましても、業務の目的、安全・安心、経費の節減などを十分意識しながら、軽自動車をももちろんポイントに据えなくてはいけないと思っております。さらにハイブリッド車、電気自動車などを、その選定の中心に据えながら適正な更新を図っていくことが、今後の世の中の流れの中では非常に重要な、行政に課せられた部分でもあるかなと。特に地球温暖化、ハイブリッド車、このシナリオは非常に重要ななと思っております。したがいまして、私は原則軽自動車プラスハイブリッド車、電気自動車、こういった観点で導入を図っていくと。これは安全・安心も担保できますし、経費節減も図られます。それから、普通車であれば安全・安心も図られます。

実は私も公務で乗っております。いろいろ感じるところがございまして、やはり安定感のある車、これが大切かなと思っておりますし、業務の目的、安全・安心を十分担保するという観点で、ハイブリッド車も加えた形で、今後、選定をしていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 今、町長から、考え方といたしまして安全・安心を第一に、そして、これは地球環境問題との対応もありますけれども、あとは経費として、当然軽自動車を主とした考えで進めてまいりたいとご答弁をいただきました。

それは私も基本的に理解するところでありますけれども、現在の所有台数が32台です。これは職員1人当たりになると、何人に1台になっていますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

職員数は119名ですので、4人に1台という計算になるかと思えます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） ただいまの答弁で、職員に対しますと 4 人に 1 台の割合だということでございます。果たして 4 人に 1 台が適正な台数なのか、多いのか、少ないのか、それはやはり考えてみる必要があると思うんです。例えば何かあったら、4 人に 1 台ですから、全職員が 4 人ずつ乗って、全員乗れるわけです。ただ、実際は、一度にそういう必要性はないと思います。ましてや緊急事態でそれ以上の対応が必要だとなれば、私は何も公用車に限らないで、特別措置として職員の通勤の自家用車であっても、時にはそれは可能ではないかと思えます。要は、私は 4 人に 1 台は必要ないのではないかと考えております。先ほど、キロ数を伺いました。最高の走行距離が 1 万 5 0 0 0 キロです。最低が 1, 0 0 0 キロとありました。これは余りに少ないと思えます。それで、平均でも 6, 0 0 0 キロとありました。更改基準は 1 5 万キロ、1 5 年ですから、年間 1 万キロを想定しております。実際、それからいたしますと、かなりキロ数では大分余裕があると。ということは、私はこの数字、これだけから考えるというのはちょっと乱暴かもしれませんが、台数が多いのではないかと考える余地があると思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうから答弁させていただきたいと思えますけれども、実は私も公用車の稼働率はどのくらいあるか、2 日に一遍、私は公用車に乗りますので見ています。そうすると、4 輪駆動とか、緊急的な発動をする公用車はありません。それ以外の普通車はほとんど出払っているというのが実態です。ということは、軽自動車とか、そういった部分についてはある程度稼働されておると私自身は認識しておるので、3 2 台というのはある意味では適正なのかなという感じはしています。ただ、今、議員お質しのように、果たしてどうなのかという疑問もあります。ただ、私は常に見ていますから。特殊な車両はあります。1, 0 0 0 キロというのはその部分です。それはありますけれども、一般的に走行する車は平均しましても大体 1 万キロくらいは走っていると思うんです。私の乗る公用車も大体 1 万 5 0 0 0 キロ近く走っていると思うんです。高速を走る機会が多いですから。議員のお質しのように、いろいろと目くばせすることは必要だと思えますけれども、私は、現時点では適正規模だと思っておりますが、十分精査して、経費節減できる部分はしなくてはならない。いわゆる行財政改革をこれからどんどん前に進めていく時代になっていますから、震災復興旧復興の予算もどんどん目減りしているという状況ですから、そういったところに当然目くばせしながら、今後、町政をやっけていかななくてはならないだろうと認識しております。議員お質しのことも含めて、今後、先に向けて十分精査をしながら台数についても考えていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 今後、精査していきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、次の質問にまいります。

図書室の管理・運営についてでございます。

図書室管理運営事業は平成30年度の予算で480万1000円が計上されております。毎年、備品としての本の購入あるいは職員の手当などに支払われておりますけれども、現時点での図書室全体の蔵書数をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（引地 真君） お答えいたします。

観月台文化センター図書室の蔵書数でございますが、約5万1000冊でございます。この内訳でございますけれども、小学校の低学年以下の児童を対象とした児童図書が2万4000冊、そして、一般図書が2万7000冊となっております。また、この内訳でございますけれども、哲学、心理学、歴史、政治・経済、自然科学、農商工業、家庭・生活文化、芸術、文学と、幅広い分野の図書をそろえているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 冊数は約5万1000冊ということで、本当に私も驚くような蔵書数ではないかと思えます。

それでは、本を実際に借りる、利用する人数をお聞きしたいんですが、年間の延べ人数で結構です。過去3年間の実績をお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（引地 真君） お答えいたします。

まず、図書の借り受けの場合には氏名、住所、連絡先を登録していただきます。この登録の手続というのは初回のみで結構なのですが、以後はそのときに交付をされる登録証、図書カードをもとに貸し出しと返却の手続を行っていただくといったところでございます。

まず、現在の登録者数でございますが、平成27年度が2,100人でございました。28年度が2,300人、そして、29年度が2,600人でございました。

また、これらの人の登録をされた方々が利用されるんですけれども、延べ利用者数については、27年度が5,100人でございます。28年度が5,900人、29年度が6,300人でございました。

なお、過去の3年間の年代別の利用者でございますけれども、60代以上がまず5割を占めているといったところでございます。次に多いのが40代から50代の方々と20歳未満の方々、これがそれぞれ2割ずつでございます。極端に少ないのが20代と30代の方々、こちらの利用割合が低くなっているといったところでございます。

ただ、登録者数で見れば、それぞれの年代ごとに登録はされているといったところでございます。ただ、登録をされた中で図書室を利用されている年代層がばらつきがあるといったところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 利用者数と登録者のご答弁をいただきました。登録者と同様、利用者の人数も過去3年間増加傾向にあるということで大変喜ばしいことだと思います。

次の質問ですけれども、この図書室の管理・運営の事業について、予算書の概要によりますと、この事業の目的は国見の教育ビジョン、子ども読書活動に基づき、読書のまちづくりを目指し図書事業の充実を図ると記載されております。

図書事業ということであれば、国見小学校及び県北中学校にも図書室があって、それぞれの役割を果たしてはいると思うんですが、この違いは具体的にはどのようなものがあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

小中学校や高等学校などの教育機関には設置が義務づけられた学校図書館があります。その学校図書館の事業目的も、それから町の図書館、公民館図書室の事業目的も、つまるところは同じであります。読書活動の目的というのは、読書によって言葉を知り、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにして、人生をより深く有意義に生きる手段の一つとすることです。

違いは何かというお質しですけれども、学校図書館では、学校ですので学習指導要領に基づいて児童・生徒の成長度合い、発達段階に応じて、教育の面から授業を行うことにあります。一方、図書館、公民館図書室等では性別、年齢、所得の多寡、職業のかかわりなく、広範囲の対象者として、図書の貸し出しを主に、さまざまな工夫を凝らして事業を行っているところであります。

どちらも実施する場所や対象者、時間が異なるだけで、包括的、網羅的にお互いに補完し合いながら連携して進めていくということでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 学校の図書室は教育の一環ということでありました。

それで、児童の読書の大切さは、これは改めて申し上げるまでもないことですが、文化センターの図書室におきましては、子ども移動図書館やブックスタートなど子どもを対象とした活動が多くなされていると思います。それはそれで大変有意義なことと考えております。

一方、それに対して青少年や成人を対象としたイベントは少ない感じはするんですが、ただ、私も先ほど質問いたしました中で、利用者が年々増加傾向にあると。それも五、六千人の方が延べ人数で利用されていると。これは、私は数字的には大変いい数字かなとは思っておりますが、改めて図書室の管理・運営について、今後の方針、考え方を最後にお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

図書室の利用のみならず、先ほど、課長の答弁の中にもありましたけれども、観月

台文化センターの来館者が高齢化、固定化する傾向にありまして、今年度は観月台文化センターの設置目的を再確認しながら、より幅広く、より多くの町民に関心を持って足を運んでいただくよう工夫しているところであります。

一例としましては、例えばセンター棟のロビーを活用して愛好団体の作品展を行っていたり、一般はもとより小学生、中学生、高校生、大学生等が自由に使えるスペースを充実したり、それから終日クラシック音楽を流すなど、これまでにないホスピタリティーの向上に意を用いているところであります。また、今回、定例会でお願いしております石原コレクションの観月台文化センターへの常設展示に係る予算なども、その目的の一つであります。図書室の活性化もこれらの取り組みの一環として捉えているところであります。

図書室においては、例えば、臨時職員を配置して図書のレファレンスのサービス、案内サービスの充実を図っているほか、ロビーに新刊本や、その時期に合った蔵書を持ち出してポップと一緒にディスプレイをしたり、文庫本を多目的スペースに置いて自由に手にとって読めるようにしたりして、図書室の蔵書を身近に感じられるような工夫をしているところであります。

また、それにあわせて、今まで14日以内だった貸し出し期間を20日以内に延長するほか、午後5時までだった開館時間を午後9時までに延長したりすることはできないかなどというようなことで、そういう面での環境整備も近く実施したいと考えているところであります。

また、これらの基本的な環境整備とあわせて、例えば、今度の土曜日、9月8日には、観月台文化センターにおいて読書推進フォーラムというものを開催いたします。そのような読書事業についても、図書関係団体と連携しながら取り組みたいと考えているところです。

なお、第4次の読書の基本計画においても、大事なことは読書習慣の形成ということで、事業としては、どうしても子どものうちに読書習慣を形成するということが大切なものですから、そちらのほうの事業に比重が多くなるという傾向はあります。より多くの町民の方々に利用していただける図書室、公民館を目指していきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 以上で、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、2番村上 一君。

（2番村上 一君 登壇）

2番（村上 一君） 通告に従い質問させていただきます。

国見町の農業の現状と将来の展望について。

国見町の農業は高齢化が進んでおり、農業経営を断念する農家が増えている。残された農地は借りる農家も少なく、今後、さらに耕作放棄地や遊休農地が増加すると見込まれる。このような状況を打開する方策を早急に構築しなければ、国見町の農業衰

退は避けられないと危惧するが、この現状を町ではどのように考えているか伺いたい。
よろしくをお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 2番村上 一議員のご質問にお答えいたします。

耕作放棄地、遊休農地が増加する現状についてであります。町農業委員会は農地の公的管理主体といたしまして、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められているところであります。

このため、耕作放棄地、遊休農地の発生防止の取り組みといたしまして、農業委員、農地利用最適化推進委員によります農地パトロール、いわゆる農地の利用状況調査を実施いたしまして、遊休農地として確認した場合、その中で再生可能な遊休農地につきましては、その結果に基づく利用意向調査を行いまして農地中間管理機構への貸し付けを誘導するなど、農地として利用するための取り組みを行い、遊休農地化することを抑えているところであります。

また、耕作放棄地、遊休農地となった場合につきましては、再生利用を目的といたしました補助事業もありますので、現在、利用促進を図っているところであります。

議員お質しのとおり、農業を取り巻く環境は厳しい状況であり、全国的な問題でもありますので、県内外における遊休農地の発生防止や解消対策についての優良事例等を参考に、新たな方策なども検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 現在、耕作放棄地や遊休農地はどの程度、町で発生しているのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

耕作放棄地、遊休農地、呼び方は違いますが、遊休農地につきましては、昨年の農地パトロールの実績で申し上げますと61ヘクタールとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

国見町の基幹農産物であるモモは、6月下旬以降の連日の高温と干ばつによる異常気象で、モモ農家は前年より50から70%の収入減となっており、生産意欲を失いつつある。2年後のオリンピックの開催を好機と捉え、モモなどの地元農産物の販路拡大につながるような施策が町の農業強化につながると考えるが、所見を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

議員お質しのとおり、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、モモをはじめとする国見農産物の販路拡大に向けた事業の展開は国見町の今後の農業の振興

を図る上で非常に重要な部分なのかなと、私自身も全く同感であります。

特に福島県におきましては、議員ご承知のように、オリンピック選手村の県産食材の提供に向けまして農産物の安全性を客観的に評価するGAPの認証制度の取得促進などについても動いていますし、団体もいろいろと動きがある状況でございます。

また、町におきまして、トップセールスで、モモの販路拡大のために全国的に、北海道、それから首都圏、中部地方など、いろいろと対応してきておるところでございますし、道の駅においても、ことしもモモが非常に好評でかなりの数の販売がなされ、一時期、もう少なくてどうしようもないくらいまで非常に売り込んだということもございます。やはり福島県、特に県北地方のモモ、そして、最近では国見町のモモという観点で非常に評価をいただいておりますので、この辺も一つ明るい材料かなと思っております。

さらに、この4月に開業しましたくにみ農業ビジネス訓練所でトマトのブランド化に向けた栽培もはじめていますし、さらに、ご存じのように、米のブランド化を目指したくにみ米もやっておりますし、ことしも出ましたら、道の駅はじめブランド米にすべく特別栽培米ということで、販路拡大に向けていろいろ対応していくということを考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、東京オリンピック・パラリンピック、大勢の外国人が来訪することだろうと思っておりますし、福島県でも野球とソフトボールが開催されるとか、あとは選手村ということで来られるということもいろいろ情報が入っておりますので、なるべく私も国見町のモモを中心に、ちょうど8月ですからモモが非常にいい季節であります。そこでしっかりと売っていくということ、知名度を上げていくということも、私は非常に大切なことなのかなと思っておりますので、そういったことを十分意識をして、今後、対応していきたいと考えております。

あと、私はプラスアルファとして、町の活性化のために東京オリンピック・パラリンピックを使わない手はないのではないかなと思っております。実は、7月に三屋裕子さんに来てもらいまして、オリンピックの話なども含めて講演をいただいておりますし、あと今回の補正予算で、オリンピックイヤーに向けた事業をやろうということで計上しています。来年度以降、1年だけになりますから、町の活性化に向けた、オリンピックイヤーに向けたさまざまな事業を展開する。国見町の知名度も上げていくということも含めて、いろいろと対応する必要があるかなと考えております。

そういった2020年に向けて、いろいろ展開することによって国見町の知名度が上がる。そして、国見町の農産物の知名度も上がる。モモの知名度も上がるというシナリオができるのかなと感じておりますので、ぜひこのオリンピックイヤーを有効に活用して、町の活性化、農産物の活性化につながるような政策展開を、新たに何かできないかということも含めて、いろいろ検討しながらぜひ前に進んでいきたいと考えております。まさに議員のお質と全く同感でございますので、そういった意識で今後しっかりと対応していきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 確かに今までも、町でもいろいろトップセールスなどやっていたことも、オリンピックを見据えた感じがしておりました。

次の質問に移らせていただきます。

国見町人口ビジョンの地区別人口の推移では、森江野地区の減少が大きいとある。町の就業者別人口では、15から16%に当たる700人前後が第1次産業の従事者で、国見町の農業を支える核となっている。国見町の10年後の農業を見据えたとき、就農人口は減り続けると予想されるが、農業後継者をどのように支援していくのか、町の考えを伺いたい。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

農業後継者に対する支援についてのご質問であります。農業後継者の支援につきましては、認定農業者制度の各種優遇措置を講じているところであります。認定農業者として認定されれば、経営所得安定対策、長期低利である農業経営基盤強化資金の融資、青色申告を行っている場合につきましては、税制や農業者年金の保険料支援などの支援の対象となるものであります。

また、地域農業の未来の設計図であります人・農地プランの中に、地域農業の中心となる経営体と位置づけられれば、融資を活用して農業用機械等を導入する際の補助を受けることができ、農地集積のための支援制度もあります。

さらに、町では青年農業者を対象といたしました懇談会を毎年開催いたしまして、それぞれの経営形態や実情に応じた町に対する支援要望などの聞き取りを行いますとともに、風評対策、特産品PR事業にも参加をいただきまして、全国へおいしい農作物の発信も実施しているところであります。

引き続き国・県と連携を図りまして、制度的な支援とともに、青年農業者を中心とした農業後継者に対しまして、町としての支援策などにも対応してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 後継者対策ということで、答弁をいただきました。

町では農業を志す新規農業者が毎年何名くらい誕生しているのか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

前年度の数字となりますが、前年度につきましては2名の方が新規就農者ということで把握をしているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

◇
◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

◇
◇
◇
(午前10時58分)

◇
◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

◇
◇
◇
(午前11時10分)

◇
◇議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、1番松浦和子君。

(1番松浦和子君 登壇)

1番（松浦和子君） 平成30年第3回定例会において、さきに通告いたしました内容について質問いたします。

まずはじめに、子育て援助活動支援事業ファミリー・サポート・センターについてお伺いいたします。

本町は子育て支援ガイドブック「のびのび」にまとめられているように、妊産婦から義務教育終了まで、また、その後の高校進学や専門学校、大学への進学に対しても奨学資金貸付制度で手厚い支援がありますが、このガイドブックは町で行っている子育て支援をまとめた冊子で、緊急を要する場合の対応についての記載はありません。

そこで注目される事業が、厚生労働省の子ども子育て政策の一つである子育て援助活動支援事業、つまりファミリー・サポート・センター事業です。平成17年度から交付金の名称は変更されながら実施されてきました。子ども・子育て支援新制度の開始により、平成27年度から地域子ども子育て支援事業として実施されております。この事業の核となるのがファミリー・サポート・センター事業と、私は考えております。県内59市町村の12市、9つの町、4つの村で事業が行われています。援助を受けたい登録会員と援助を行いたい登録会員が、アドバイザーのマッチングにより相互援助活動を行います。本町においても子育て支援をより一層充実した支援にするため、ぜひ検討すべきと考えますが、ファミリー・サポート・センターを町として必要と捉えているかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） 1番松浦和子議員のご質問にお答えいたします。

平成27年4月にスタートしました子ども・子育て支援新制度の地域子ども子育て支援事業の中の一つが子育て援助活動支援事業ファミリー・サポート・センター事業であります。

町においては、平成27年3月に国見町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。その際、平成26年3月の保護者アンケートでは、この事業の利用希望者はゼロでありましたが、町として緊急時の対応については、子ども緊急サポートネット

ワークふくしまが実質的にファミリー・サポート・センターの機能を担ってきたところであります。

しかし、アンケートの中で利用希望者の多かった保育所、幼稚園預かり保育、放課後児童クラブ、子育て支援センター等については、各施設の専門職の確保など、子育て事業の充実を図ってきたところであります。

平成32年度に第2期子ども・子育て支援事業計画が改定になるため、今年度中にアンケート調査を実施することとしているところであり、その結果を踏まえまして、ファミリー・サポート・センター事業を含め、子育てのニーズに反映できるよう精査して進めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 以前、アンケートを取って、利用希望者がゼロということで現在に至っているようですが、私はゼロでもやるべきことはやらなければならないと思います。アンケートを取った時点で、恐らく保護者はその事業の中身とか、アンケートの目的とかを理解していない方が多いのではないのでしょうか。もしくは、その時点で、うちはこの世話にはならなくてもやっていけるという判断で、そのような結果になったのではないかと思います。

私は、アンケートの結果でやる、やらないを決めるのは極めて簡単なことだと思いますが、子育て支援に限ってはゼロだからやらない、希望者がいたからやるというのは、国も一生懸命支援している現在の子育て支援に対しては、これは矛盾しているのではないのでしょうか。その辺どう思われますか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

松浦議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、いろいろな事業がありますが、本当に利用するか、しないかというのも、せっかくあっても利用されなくては、その事業が反映されなくては残念だなと思いますし、このファミリー・サポート・センター事業につきましては、やはり相互の会員によって成り立っていくものでありますので、地域住民が子どもを預かる事業になります。提供会員は子育て支援の資格を有する者、研修を受講した者、その会員を確保するのが課題になっております。近隣では緊急サポートネットワーク会員がNPOを立ち上げ、ファミリー・サポート・センターを運営しているところが見受けられます。このように積極的な住民の参加が必要になってきますので、地域の実情に応じて運営できるよう私どももしっかりサポートしていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 話を伺っていると、子育て支援を地域で支えるんだという認識をもっと強く持って、行政がリーダーとなって進めていかなければ、本当に保護者から見た力強い支援というのはできないのではないかと思います。子育て支援の重要性を

認識して前に進めていただきたいと思います。

子どもは町の宝であると町長も再三おっしゃっておられます。宝である子どもたちを地域で支援する。昔はうちの子ども、ほかのうちの子ども、関係なく褒めたり叱ったりしてかわいがったものだと、よく人生の先輩の皆さんはおっしゃいます。私はこのような光景がコミュニティーの原点だったのではないかと、そのような気がいたします。社会の仕組みも変わり、さまざまなことが難しくなってきたように思います。だからこそファミリー・サポート・センターの立ち上げが求められているのではないでしょうか。働いている両親にかわり地域でサポートする体制づくりを本気で考え、行動に移さなければ、口先だけではないのかと言われてしまいます。ことしの高校野球のキャッチフレーズは「本気の夏」でした。子育て支援に国見の本気をぜひ見せていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

家庭訪問型子育て支援、ホームスタートについてお伺いいたします。

ホームスタートは1973年、イギリスではじまった家庭訪問型子育て支援で、日本でも約100の市区町村で実施、福島県では現在7市3町で支援が行われています。

この事業は、最初に質問いたしましたファミリー・サポート・センター事業を基盤としてスタートしている自治体がほとんどです。はじめての出産で不安な妊産婦の方や未就学児の子どもがいる家庭で子育てに悩んでいる保護者に寄り添い、研修を受けたボランティアが数回訪問している活動になりますが、この事業をどう考えておられるかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

家庭訪問型子育て支援、いわゆるホームスタートにつきましては、日本では約10年前より関係のNPO法人が中心となり普及活動を進めている事業であります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 本町ではこの支援を必要だと思っておられるのでしょうか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

現在、核家族の進行や地域社会における人間関係の希薄化等に伴い、育児不安を抱える保護者が増えている中でこの支援は大変すばらしい事業だと思っております。町においては、保健師や各施設の専門の職員により保護者へ寄り添った対応をしているところです。

先ほど述べましたように、今年度実施する新計画のアンケート調査により、取り組みを検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） ぜひ立ち上げを期待したいと思います。

次の質問に入ります。

福島県においても、うつくしま子ども夢プランの中でホームスタート事業の普及の支援の意思表示をしています。県内で実施している10市町のうち9つの市町は、先ほど、課長がおっしゃったように、NPO法人に事業を委託しております。1つの市が、社会福祉協議会に委託しております。

本町として、未就学児のいる家庭に寄り添った事業を行っているかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

本町として、家族に寄り添った事業を行っていると考えているかというお質しでございませけれども、今まで、課長が答弁させていただいたように、例えば赤ちゃん訪問とか、いろいろなことに取り組んできているところですが、今年度、さらに、家族に寄り添った事業となるように、子育て世代包括支援センターを設置したいということで、それに向けて取り組んでいるところです。これは町と教育委員会が連携して進めております。

この事業につきましては、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援のために専門員を配置して、母子保健サービス、それから、子育て支援サービス、それをもう一体的に切れ目のないように進めていくという相談支援を行うものであります。そういう中で、家族に寄り添ったサービスができるように、より充実していきたいと努めているところです。

町では現在でも保健福祉課、それから幼児教育課、学校教育課との連携を図りながら子育て支援を進めているところですが、今度の新計画におきましては、何が必要なのか、何が民間でサポートできるのか、行政として幹となるものをしっかりと見きわめたい。子育て世代包括支援センターの充実に向けて、機能が十分発揮できるように進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、子育て世代包括支援センターのベースになるものが母子保健事業ですので、この部分につきましては、実際にこんなことを考えているんだということについては、保健福祉課長より具体的に答弁をさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） それでは、お答えをいたします。

家族に寄り添った事業を行っているかというご質問ではありますが、何ができていて、何が足りないのかということになるのかなと思ってございます。

まず、できているところでございますけれども、妊産婦支援台帳、この作成・整備がしっかりできているところが国見町の強みではないかなと考えているところがございます。家族ごとに病院、助産院あるいは保育所、幼稚園での情報を集め記録をしたものですが、実際に子育て家庭を訪問し支援につなげるとき、この相談の記録によって赤ちゃん健診の利用状況あるいは身体的、精神的な状態、生活の習慣あるいは生活

の環境、家庭の子どもを養い育む力、あるいは困り事など把握をして対応しているものでございます。また、これは病院、助産院、福祉事務所、児童相談所などへつないでいく際にも大変重要になるものと考えてございます。

現在、母子手帳の交付時の面談あるいは妊婦健診、妊産婦の訪問事業、出産初期の新生児・未熟児の訪問指導、予防接種などさまざまな機会を利用して、リスクの高い対象者を訪問して指導することにつながっているところでございます。ただ、これだけでは拾えないところがございますので、加えて誕生した全ての赤ちゃんを訪問するこんにちは赤ちゃん訪問、これを実施することで、SOSを発信できないでいる母子の支援につながるなど、きめ細かな取り組みが進められていると考えているところでございます。

しかしながら、母子を取り巻く現状は厳しさを増してございます。核家族化もそうですし、祖父母も共働き、また、出産をして退院するまで現在ですと4日というのが一般的でございます。お母さんの体の回復、赤ちゃんの授乳の仕方、おむつ交換の仕方、沐浴のさせ方など多くを学ぶことが必要になってございます。授乳にもなれないで退院をして、母乳は足りているのだろうかという不安も多く、手伝ってくれる夫は仕事が終わってから帰ってくるということで、日中はたった一人で赤ちゃんに向かい合っている状況でございます。

この部分から、訪問や電話などによる定期的な連絡が大切になっているところでございます。一人一人のニーズに合わせたケアプランを立てて寄り添い、ハイリスクの方には保健師、栄養士、保育士、医師など、さまざまな専門職と連携して支援をすることが必要となってございます。産前産後のケア、家事などのサポート、母親学級、妊娠に関する普及啓発など、これから充実をさせていかなければならない部分と考えているところであり、そこには不妊治療などの課題についても検討していかなければならないと考えているところでございます。

実は、保健師による訪問もすぐに受け入れてもらえるものではなく、まずは妊娠期から妊婦に寄り添って信頼を得て頼れる存在にならなければ、実は相談も訪問も受け入れてもらうことができません。前述をした事業ができていないのは、ひとえに保健師が対象者からの信頼を得ているからにはほかならないと考えているところでございます。そのことを考えたときに、まずは行政の幹となる事業ということで子育て世代包括支援センターの事業をきっちりと立ち上げて、それを補完するものとしてホームスタート事業などが付加され、ママの選択肢が増えていくのがベターであり、何よりも家族に寄り添った支援となることを柱に据えていく必要があると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 町として指導、サポートに大変力を入れているお話を伺いました。

私は、そんな大変なことではなくて、ホームスタートは傾聴なんです、寄り添うんです。先ほど課長がおっしゃいましたように、パパが仕事で帰りが遅い、長時間ママ

が1人で子育てをする、そういう大変なときに、研修を受けた子育て経験のあるボランティアが寄り添って、自分からどうのこの指導する、サポートするではないんです、傾聴なんです、聞いてあげるんです、悩みを聞いてあげる。そして、保護者の安心感といいますか、傾聴ボランティアです。傾聴していただいたことによって、また、子育てを頑張っていこうという気持ちを持っていただくためのホームスタートなんです。ですから、自治体が行っている指導とはちょっと違う、柔軟なボランティアなんです。そういったものは今の時代、とても大切な気がいたします。ホームスタートは母子保健指導とか、赤ちゃん健診のときに保健師がちょっとこのお母さん、今までと様子が違うとか、いろんなことを察知しながら、そして、ボランティアの事業を委託しているところにお話をし、あのお母さんをちょっと支えていただけませんかとか、そういった連携を持ちながら、指導とか決まったものではなくて傾聴、ボランティアで子育て経験者が母親として、父親としての立場から、そのお母さんにそっと寄り添うものなんです。そのホームスタートはとても重要だと思いますが、ホームスタートについて、もう一度どのようにお考えかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

私の答弁の中で指導という言葉を使ってしまいましたが、保健師が赤ちゃんを抱えたお宅に行き指導をするというのは訪問指導、そこには当然相談も含まれていることとなりますので、その点については誤解のないようお願いをしたいと思います。

それから、今ほどお話をさせていただきましたが、保健師が家庭訪問をして相談指導をするというところなんです、実際に、今、現実に保健師が電話をして、すぐに訪問させてくださいということで受け入れていただく家庭は、逆に少なくなっている状況にあります。電話をしても出てくれない方が結構いらっしゃいます。現在、固定電話ではなくて携帯電話になってございますので、携帯に電話をすると、見たことのない電話番号からのものは拒否をしてしまうことが結構多くございます。そのような中であって、電話ではなくて、メールや、ラインであると、お母さんが反応してくれるという状況もございます。そう考えていくと、まずは保健師が相談に乗って、あるいは訪問をしてというところから始まって、次の段階として傾聴していただけるボランティアの方、ホームスタート事業につないでいくのが自然な入り方なのかなと思っていますので、このホームスタート事業につきましても、先ほど答弁いたしましたように、まず幹となるものをしっかりやって、その後、補完するものということで進めていけばいいのかなと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 先ほどの質問の中で、1つの市が社会福祉協議会に事業委託していると申し上げました。社会福祉協議会の役割は非常に範囲が広く、誰もがいつでも住みなれた町で安心して暮らせるまちづくりを目指す公共性、公益性の高い民間の団体

であるとあります。役割には当然高齢者支援に加えて子育て支援もあります。しかし、本町の社会福祉協議会への事業委託は高齢者を対象とした事業委託が主となっており、子育て支援にはかかわっていないのが現状のようです。ぜひ子育て支援にも社会福祉協議会としての役割を担っていただきたいと考えますが、事業を委託する側の立場である町の考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

社会福祉協議会への委託の中で児童福祉に関係する部分を委託することについてどうかというご質問でございますが、一般的なお話としてさせていただきますけれども、社会福祉協議会が高齢者に寄ってしまう、あるいは生活困窮者向けの事業に寄ってしまうというのは、どうしても対象となる人の数が多いためかなとは思いますが。ただ、全国の社会福祉協議会の事例を見てみると、当然、議員お質しのとおり、児童福祉にも寄り添った事業を展開しているところがございまして、そのような点については、これから検討していく必要があるだろうとは考えてございます。ただ、県内での事例等を見ても、どうしてもやっているところは市の社会福祉協議会、いわゆる自力の強いところに委託をしている、あるいは事業をやっているところが主になってございまして、国見町の社会福祉協議会が町の委託を受けてできるのかどうかも含めて、教育長の答弁でもありましたように、これから新しい子育て支援計画の中で検討していくところが必要になってくるかなと思ってございます。当該の社会福祉協議会の考え方などについても、これからお考えを聞いていくことも必要になってくるかなと思ってございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 平成27年49名、28年42名、29年26名、計117名。この数は本町の過去3年間に生まれた赤ちゃんの数です。現在、保育所に65名、幼稚園に139名の未就学児がおります。国見の宝である子どもたちを、保護者をサポートする環境、体制づくりに本腰を入れていただき、福祉の町として町民が誇れるまちづくりをお願いし、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、6番村上正勝君。

（6番村上正勝君 登壇）

6番（村上正勝君） では、通告書に従いまして質問に入りたいと思います。

河川改修について。

町内には牛沢川、普蔵川、滝川があるわけですが、滝川について私が質問するのは、やはり住宅密集地の河川であるからです。質問に入りたいと思います。

滝川の河川改修は、今年度は全国各地で大雨による被害があり、河川の増水等により家屋が流出し、また、犠牲者が出てしまう被害が数多くありました。

台風は免れ、福島県においては大きな被害はなかったものと思っておりますが、去る8月10日、局地的な大雨により町内では浸水被害があったと聞いております。町

内には県管理河川がありますが、中でも山崎滝山原地内の滝川沿いは住宅と河川が近接している上に堤防もなく、大雨による氾濫により家屋が流されてしまうおそれがあります。昨年の議員大会で強く要望しておりますが、住民の財産を守り、安全・安心を担保するためにも、早期の改修の実現に向けて、県に強く申し入れるべきと考えますが、所見を伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 6番村上正勝議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、台風21号で数名の方がお亡くなりになっております。心からご冥福を私からも申し上げます。

また、町のほうでは特に大きな被害はまだ聞いておりませんが、今、調査中ですので、現在のところ、まだ大きな被害はないということでございます。またいずれご報告を申し上げたいと考えておるところでございます。

また、今、議員お質しのように、本年7月に西日本を襲った豪雨におきましては、堤防の決壊、河川の氾濫、大きな被害が発生いたしたところでございます。改めて治水事業の重要性というものが再認識されておるところでございます。

また、これも議員お質しのとおり、国見町におきましても、先月10日に発生しました時間雨量60ミリを超える豪雨によりまして、町内の一部において浸水被害が発生をいたしたところでございます。

今回のご質問の滝川沿いにある山崎滝山地区は住宅が密集しておりまして、大雨時には河川の氾濫、住宅への被害のおそれがあることから、地元町内会からも改修についての要請などが折あるごとに出されておるとというのが現状と認識をいたしております。

町としましては、実は毎年、県との調整会議というものを行っているわけでございますけれども、今年7月に私を含めた県北建設事務所との調整会議がありまして、その際にも強く改修についてのご要請をさせていただいております。さらには現地の調査もやっていただいて、こういった状況であると、今、お質しのように堤防等の問題もございますし、非常に危ないということで、強く私のほうからも要請などをさせていただいております。

私どもとしましては、滝川の改修、安全・安心を担保すること、非常に重要な課題であると認識をいたしております。今後とも、これは県管理のものなので、町でできるものではないんです。町が言っても、これは最終的には県の予算でおりるわけですから。自らがそこに手をかけることはできないわけでございますので、今後とも県管理の滝川をはじめとする河川等については、改修が必要な箇所の情報についてはいち早く連絡調整を図るなど、県と十分調整を図りながら危険箇所の改修に努めていきたいと思っております。

特に、私も年四、五回は県の土木部とか、県北建設事務所等を常に訪れております。そういった中で、特に滝川の改修を含めた危険箇所の改修、4号線の拡幅に伴う取りつけ道路の改修、さらに五十沢国見線の大枝地区の橋の歩道の改修等を常に私はヘッ

ドのほうに申し上げてきておるところでございますが、なかなか国見町のみではございませんので、福島県全体の中での予算という形になりますので、そういった中でいろいろと今、取捨選択されながら動きつつあるかなと思っております。したがって、やはり町としても、しっかりとこれからも強く強く粘り強く要請していくことが当然でございますし、あるいは議会のほうでも要請されたということでございますので、議会のほうでも、折あるごとに県のほうに要請をしていただき、両面でやっていく。そういったことによって、県のほうでもなびいてくるのではないのかなと思っております。とにかく粘り強く、やっぱり要請しないことには動かないことでございますので、しっかりと私も対応していきたいと思っておりますので、議員も後押しをぜひお願いしたいと思うところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） ただいま町長から大変心強い考えを伺いましたが、今、国見町では国道拡幅については国に要請して、予定より早く進んでいると私は思っているんですが、国道は当然便利になり町のためにはなるんですが、やっぱり水はいつ出てくるかわからないと。水だけは道路のように、混んだときに車をストップするわけにもいかない。あの川は国見町の河川だと思っており、滝川が氾濫するとあそこら一带に水が上がるようになると思います。そういう点で、私たちも運動しますが、町でもより強く、県に申し添えていただきたいと思います。国道の拡幅と滝川橋の改修が当然セットになってくると思います。国道の拡幅の前に滝川の改修が進めば、滝川地区の人も安心できるのかなと私は思っているもので、積極的に進めてもらいたいと思います。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君、次に進んでください。

6番（村上正勝君） 次は、普蔵川、これは佐久間川改修のとき、県では普蔵川も全面改修する話でしたが、予算の関係と言えればそれまでなんですが、半田地区と上流の塚野目まで改修はされておりますが、塚野目から徳江地区の改修がなされないと。現場を見るとわかるとおり、山合いのところの曲がり曲がった河川なんです。だから、水が出れば、そっちが崩れ、こっちが崩れ、そういう部分改修で終わっているんですが、過去の増水により畑地が流失するなどの被害が出ているので、改修について、町の対応を伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

県管理河川であります普蔵川につきましては、今、議員ご指摘のとおり、徳江地区において改修が進んでいないところがございまして、蛇行が著しく護岸の洗掘や崩落箇所があるということで、県のほうに早急に改修を要望しているところでございます。

しかしながら、河川の全面改修はもちろん、部分的な護岸の崩落への部分修復、倒木や土砂堆積の除去の管理についても、現在のところ、十分な対応には至っていない状況でございます。

県においては、家屋などの浸水被害の防止軽減策を優先するということから、先ほ

ど、議員からもご指摘ありましたが、普蔵川については西岸の周辺部、背後地という言い方をしますが、背後地が高く人家への被害が少ないということもありまして、早期改修については難しいという回答をいただいているところでございます。

いずれにしましても、町としては、先ほど、町長が答弁したとおり、人命にかかわることでもありますので粘り強く要望していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） あそこは佐久間川改修、あとは普蔵川の部分改修のとき、ご存じのように、サケの遡上する場所なんですけど、今は荒れ放題になって、放流もやらないのではないかなと私は思っているんですけど、下に水辺の小楽校があるんだから、少し環境を整えてもらえればと思うんですけど、町の考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 議員ご指摘の佐久間川と普蔵川が合流する河口部分につきましては、水辺の小楽校ということで、以前、国交省のほうで整備をさせていただき、以前はサケの放流とかが行われたということでございます。

しかしながら、現在、たび重なる増水で十分に整備をされていない状況でございますので、これにつきましては、管理者であります国交省のほうに改めて強く要望しながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 国交省で平成の大改修のとき、公園を作ったんです。町管理といってもなかなか大変だと思うので、国交省に強く申し入れて、環境をよくし、人が集まるように、要請をしてもらいたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休憩いたします。

(午前11時54分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 午前に引き続き、一般質問を続けます。

11番浅野富男君。

(11番浅野富男君 登壇)

11番（浅野富男君） 第3回議会定例会に当たりまして、一般質問を行います。

まずはじめに、農業をめぐる課題についてであります。

国の食料自給率は38%と、先進諸国では最低の水準となっております。加えて現役世代の高齢化も進んでおります。そして、後継者もいない。人口減少のもとで食料の生産は大規模化へと向かっておりますが、そうなると、農村という集落の維持がますます困難になってまいります。人がまばらにしかいない環境では、学校も病院も商店もなくなることになり、ますます生活することが困難になるようなことが、遅い速度ではありますが、着実に進んでいると思っております。

農業は支援を必要とする産業と考えていることから、本町が実施している施策の一部について尋ねていきたいと思っております。

近年、イノシシを対象といたしました防護柵を設置いたしましたけれども、この有害野生動物防護柵設置後はどのような効果が出ているのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 11番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣侵入防止柵設置による効果についてのご質問であります。侵入防止柵設置の事業につきましては、農作物被害の防止を主な目的といたしまして、平成27年度、泉田地区から取り組みを開始しておりまして、平成29年度、貝田地区の一部まで21.9キロメートル設置したところであります。

その効果をあらわすものとして、設置前とその後の被害面積・被害金額について申し上げます。侵入防止柵設置前であります平成26年度の被害面積につきましては8.56ヘクタール、被害金額につきましては678万3000円に対しまして、平成27年度は被害面積が7.16ヘクタール、被害金額が622万5000円、平成28年度につきましては被害面積が0.46ヘクタール、被害金額が151万9000円、平成29年度につきましては被害面積が0.12ヘクタール、被害金額が50万3000円と、侵入防止柵の設置距離が延びるごとに年々減少しているところであります。

これにつきましては、農家の皆さんから寄せられた被害報告に基づき集計したものであります。

鳥獣被害対策につきましては、侵入防止柵設置のほか、捕獲や電気柵設置補助などにも取り組んでおりますので、侵入防止柵設置による効果に限定することはできませんが、一定の農作物被害低減効果はあらわれているものと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ただいま報告がありましたように、数字を見れば確かに被害は減っていると思われまして、それなりの効果は出ているのかなと思っております。

しかし、イノシシは野生動物の中でも特に農業には大きな被害をもたらす動物と考えられると思っております。イノシシの被害対策を考えた場合、どのぐらいまで防げるのかということを見点にして、防護対策を行おうとしているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

数値的な基準、目標を設定して設置しているわけではありませんが、引き続き、今年度、貝田地区から大枝地区まで設置をすれば、町内一通り山手側につきましては侵入防止柵設置完了という運びとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 相手が動物ということで、防護するための施策を講じて柵を設置するというをやっておりますけれども、それでも、人家の近くまで来て荒らしている状況が一方ではあるわけです。ですから、この辺までは防げないという形でやっているのか、できればこの辺まで防ぎたいという形の考え方で、特にイノシシに限ってなんですけれども、その辺の考え方はどのようなことで実施しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

侵入防止柵につきましては、一番効果的な箇所として、やはり山手側、住宅と農地との境界線に設置するのが効果があるとは考えてございます。あとは住宅も含め、農地の平場のほうにまで出てきている状況も確認はしておりますが、その際には別途追払い用花火の支給、電気防護柵設置の資材の補助をするなど対策をとっているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 100%防ぐのはかなり難しい話ということは状況的にわかるわけでありましてけれども、もう一つの方法といたしまして、有害野生動物の捕獲おりを町で設置していると思っておりますけれども、今、何台、設置して、それで十分かどうかというこの質問なんですけれども、お願いしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

鳥獣被害対策といたしまして捕獲用おり、いわゆる箱わなの設置数のご質問であります。現在、町といたしまして所有・設置しておりますのは、イノシシ用19基、熊用9基、猿用4基、ハクビシン用として14基であります。近年は有害鳥獣の捕獲数が増加しておりますことから、過去3年間でイノシシ用8基、ハクビシン用4基の増設を行ったところであります。

現在の設置数で十分かのお質しであります。全てのおりで常に捕獲されているわけでもなく、有害鳥獣の出没情報や被害状況に応じまして、おりを移動するなどの対策も行っておりますので、現状により運用してまいりたいと現在考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 捕獲おりについては、ただいま申されたとおりの基数が設置され

ているわけなんですけれども、これは定期的に見回るなど点検は行っているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

町の鳥獣被害対策実施隊の皆さん及び町で定期的に巡回をいたしまして、当然、捕獲されていれば処分するというので取り組みを進めております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） かなりの広い面積の中に捕獲おりを設置していると思うんですけども、これは全て実施隊で点検を日常やっていらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

実施隊の皆さんと町で、それぞれ交代で巡回しているという現状となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） この点検のために機械を使った形での点検があるというお話も聞いているんですけども、こういったことは現在のところはないということになるのでしょうか。

例えば、GPSとか何か、そういった機械で、おりにかかったかどうか、そういうことが点検できる機器もあると聞いておるんですけども、まだそこまでは手は出していないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

GPS、機械等を使った点検は、監視ということでは、現在行っておりませんが、去年からKDDIの社会貢献の一環ということで、2カ所監視カメラを設置している箇所があります。それにつきましては、町のパソコンで確認ができるシステムになっております。ただ、それは恒常的なものではなく、当面の間、KDDIの社会貢献の一環ということになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 社会貢献ということで、言ってみればKDDIの贈り物かなと考えますが、贈り物ではないんですか。KDDIとの契約といいますか、どんな形で行われている機器なんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

契約ということではなく、KDDIが直接お見えになって、設置箇所については町の要望を聞いていただいて設置しているものであります。それで、機械的には生体反応といいますか、動物を感知した際に録画するシステムになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） これで監視ができるということになれば、非常に楽ではないかなと思うんですけども、こういった形での監視については、町として今後、どのような形で進めたいと考えていらっしゃいますか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

機械の金銭的な部分につきましては確認をしておりますのでお答えはできませんが、将来的には国の補助事業や、県の補助事業を活用できるようになれば、当然検討していくものと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。質問を進めてください。

11番（浅野富男君） 捕獲についてはいろんな方法があると思うんです。ただいま、おりとか、防護柵で防ぐという形があるんですけども、行政として行うことについては、どのようなことまでが可能なんでしょうか。例えば、追い込みとか、最悪の場合、射殺といった駆除方法もあるかと考えておりますけれども、この辺についてどこまで可能なのか、お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

行政ということではなく、鳥獣捕獲の手段・方法についてお答えをしたいと思います。鳥獣を捕獲するために使用する道具の種類に応じまして、4種類の狩猟の方法で現在対応しているところであります。

鳥やウサギを対象といたしました網、小動物からイノシシやツキノワグマを対象といたしましたわな、そのほか装薬銃、散弾銃とかライフル銃、空気銃でありまして、狩猟の方法により捕獲する場合には、それぞれその猟法に応じた狩猟免許が必要となるものであります。あとは捕獲した際にはとめ刺しという形で、イノシシ等であれば解体、焼却処分ということになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 先ほどからも申し上げておりますように、有害野生動物の被害をなくすことは大変なことではあります。そして、こうした被害をなくすことは、農業の維持にも重要なことかと思っております。抜本的な施策は多分自治体だけでは難しいのではないかと考えるところから申し上げているわけですけども、抜本的な施策を国に求めることも必要ではないかと考えておりますが、その点では町としてはどのような対応をなさっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

有害鳥獣対策関係の抜本的な施策の国に対する要望についてであります。これま

でも県を通じまして補助金の増額など、あらゆる機会を捉えて要望を行っているところでありますとともに、有害鳥獣の問題につきましては、国見町に限らず、議員お質しのとおり、広域的なものとなっておりますので、近隣の市町村などとも十分連携を図りながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 答弁にもありましたとおり、本当に広域的な形で取り組まなければならないことになっております。現実的には、防護柵などの設置もありましたけれども、これだけで間に合うという施策ではないと思いますけれども、そのほかにはどんな形の対策や施策があるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

先ほど来、答弁の中でもお話を申し上げていますが、町単独の補助事業といたしましては、追い払い用の花火の支給、電気柵の資材購入、設置の補助、新規に狩猟免許等を取得する場合の支援として係る経費の2分の1の補助、そういったものの補助や、とめ刺し手数料の支給を町単独でも実施しておりますし、国の鳥獣被害対策の補助事業でいいますと、防護柵の設置は当然といたしまして、そのほかジビエ関係の食肉の普及を進めるための補助事業も準備されているようであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 広域的に対処するために、対応する形の組織があるかと思っておりますけれども、その中では年1回とか、月1回とか、どんな形での協議が行われているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

鳥獣被害対策の協議関係でいいますと、町の鳥獣被害実施隊の会議などは年に3回程度は実施しております。そのほか関係機関団体、学校関係、農業関係、警察、消防団、そのような方を構成員といたしました国見町鳥獣被害対策連絡協議会というものも設置しております、これにつきましては年1回、会議等を開催しております。その中で鳥獣の出没情報を学校に連絡したり、警察へ連絡したり、そうした場合の連絡手段なども、その会議の中でいろいろ協議検討しているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 本当に有害鳥獣の被害というのは大変なことになっておるわけでありまして、食料の安全・安心と自給率の向上に注目が集まる情勢の中で、鳥獣被害がある中で、今後、農業を発展させるために自治体として取り組めることには、どのようなものがあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからお答えを申し上げます。

ご承知のように、国見町の基幹産業は当然農業でございます。その振興発展は基本的に国見町の町としての維持発展のベースだと私は思っているもので、その辺は浅野議員と全く基本的な考え方は同じではないのかなと。いわゆるコミュニティーの維持発展、それが国見町の維持発展につながる、そのベースは農業であろうと思いますので、そんなことを十分意識をしながら、いろいろと対応する必要があるかなと考えております。

これまでも、原発事故からの農産物の安全・安心についてはご承知のように、米の全量全袋検査は全方位でやっていますし、あんぽ柿の非破壊検査、それから、私自身も風評被害払拭対策ということで、県と連携しながら全国行脚をして、なるべく福島県の農産物が安全だよというアピールを今、いろいろとさせていただいておるところでございます。

また、今、お質しの自給率の向上でございますけれども、確かに日本の自給率というのは非常に低いということでございますので、これをどう上げていくかと。これは町のみではなくて国全体の施策なので、なかなか伸びにくいところはあるわけですが、まず一応施策として町でやっていますのは、各地域の人・農地プランの策定等による担い手の育成の問題、くにみ米育成等の生産振興、圃場整備などの基盤整備など、これは大体国の補助を得て実施しているというのがこんな事業であるということで、浅野議員は十分ご承知かと思っております。

ただ、いろいろやっているわけでございますけれども、若者の担い手の不足、耕作放棄地、お質しの鳥獣被害など、今後の農業振興発展はまさに厳しい状況にあるかなと思っております。また、まさにこの状況が続くとコミュニティーの維持発展、そして、国見町の維持発展にも黄色信号がどんどん出てくるかなと思っております。

こういった中で、町としても単独でいろいろやらなくてはならないだろうと、私自身も全国での農産物のトップセールス、風評被害も含めて、いろいろと販売促進に向けて対応いたしておりますし、今回、新しくくにみ農業ビジネス訓練所を作りましたので、そういったものを核にしながら、農業経営の安定とか、栽培技術の習得や、担い手の育成なども含めて対応したいと考えております。さらには、先ほど申し上げましたビジネス訓練所との関連で野菜のブランド化をどう図るかなどもありますし、さらには、村上 一議員にご答弁申し上げましたように、2020年のオリンピックに向けた地域の活性化、そして農産物の販路拡大のイメージも、やはり今後、町としてできることかなと考えておりますので、そんなところも含めて、いろいろとやってまいりたいと考えておるところでございます。

ただ、農業の振興安定化、これはなかなか、先ほど来、申し上げております、町のみでできるものではございませんので、鳥獣対策も含めて、これは折あるごとに町村会等々で国などにも要望はしているわけでございますけれども、今後も農業抜本対策を含めたさまざまな要請を行っていく必要があるのかなと思っております。

それで、私が個人的に今、思っていることも含めてでございますけれども、まず、

やはり全体的な形の農業の中で、私は担い手ではないかと思っているんです。浅野議員と、これも話は一致するところではありますが、人のいないところでは、やっぱり物が動かない。ですから、担い手、人をどういうふうに農業に参入させるかということが非常に重要なのかなと私自身、強く思っております。昨年度、2人しか入っていないという実態でございますから、これを少なくとも2桁台ぐらいにして、その担い手をプラスアルファしていくということが必要なのかなと思っております。そのためには今、国の施策で、ご承知かと思えますけれども、農業経営安定化のための所得補償の充実強化の施策があるんです。なかなか100%提示の補填がなされておられないこともございますし、品目が限定されている。米とか、麦とか、大豆とかになっていますから。やはりそこに入るには、はじめから赤字だという人は誰も来ないです。黒字になるんだよというスタンス、つまりだめな場合にはこういった補填があるんだよというスタンスがないと、なかなか新しい若者も入ってこないのではないかなと私は感じていますので、そういったところがまずあるだろうと。

それから、担い手が入るときの支援制度です。今、150万円ぐらいの制度がありますけれども、それだけなんです。若干うまくいけば、5年間の制度で貸付金もありますけれども、なかなか使っている方は少ないようなので、その辺での充実強化をどのようにやっていくか。やはり、入ってくるその時だけではだめだと私は思っているんです。もう少し、やはり5年、10年の長い視点で育て上げるという視点も含めた国の施策などが欲しいのかなと思っております。

実はくにみ農業ビジネス訓練所の長期研修にことは残念ながら1人も入らなかったんですけれども、来年度に向けて、こういった視点で、なるべく住宅の保障などもする形で、150万円プラス住宅も何とか支援しようとか、そういったことをうたいながら、アピールして、少しでもくにみ農業ビジネス訓練所に入っていていただいて国見の農業の担い手になってもらう施策展開をちょっと考えてみたいと、今考えておるところでございます。いずれ議会の皆様方にご相談申し上げながら、来年度の予算の中でどうするか、議論をさせていただきたいと思っております。やはり担い手だと思うんです。人だと思うんです。人がいないところに物は動かない。物も作れない。ですから、大型化になってしまうと、どうしても山間地のほうはどんどん疲弊している。あと、麓といいますか、町のみがプラスアルファになってくるという形になりますので、やはりどうしても人がそこに住んでいるというスタンス、それが欲しいのかなということでもありますので、そんなことで十分意識をしながら、考えてまいりたいと思っております。

それから、鳥獣被害の問題については、追い出し花火とか、電気柵とか、とめ刺し処分手数料等を町ではやっています。やはりこういったものをもうちょっと広い視点で、単なる小手先ではなくて、国として全体的な支援をすとか。自治体の運営もなかなか今厳しいんです。ですから、その辺も充実強化していくとか。あとは先ほど来、話がありましたように、モニターの関係とか、そういった諸々のことがございます。抜本対策ということで、これも町村会などを通じて、いろいろと国に要請はしており

ますけれども、なかなか動いていないというのが現状でございますから、やはり鳥獣被害についても、今、浅野議員がお質しのように、やはり抜本的に何が必要なんだということも含めて、しっかりと要請をしながら対応していくと。これは町のみではなかなかできない問題でございますから。あと、泉田地区からずっと、柵を設置していただいております。これは県の支援で、町からのということで資材はやっていますけれども、地元の方にやっていただいたということで本当に感謝申し上げたいと思いますし、と同時にやはりこういったことが、逆にコミュニティーの強化、維持発展にも、ある意味でつながるのかなという感じもしていますので、あとはやはり今後、プラスアルファで何ができるかという部分だろうと思っていますので、そんなことも含めて、いろいろと私も、これも先ほども申し上げましたように、県の農林事務所等にも年に四、五行っていますので、いろいろ意見交換はしてきています、この鳥獣被害の問題をいろいろしてきていますので、あとは担い手の問題とか。今後とも常にそういったことを意識をしながら対応していきたいと思っております。いずれにいたしましても、これはまさに浅野議員が冒頭に申し上げたように、農業の発展、これはコミュニティーの発展につながる。コミュニティーの発展が国見町の町としての維持発展につながる。こんな思いで、今後とも農業施策にしっかりと対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 農業問題について質問をしてまいりましたけれども、この問題について1つの自治体だけで全てができるという認識はもちろん持っておりません。ですので、どうしても国の政策に大きく左右されるのが、いろんな産業がある中で農業が一番大変なのかなと思っております。

そんな中で、国のほうといたしましては農協改革あるいは農地法、農業委員会法の改正と言っていますが、実際の現場ではこれは大変なことといえますか、現場の農業者にとっては逆効果になるような改正ではないのかと思っております。協同ではなくて、競争、企業の論理を持ち込むものという形の改正ではなかったかと思えます。それに関連いたしまして、もう一つのことなんですけれども、種子の開発普及を都道府県の責任としてきた種子法が今回廃止されるということで、農業問題を取り巻くことは、本当に国のほうが積極的に前向きな形でやっていただかないと進む問題ではないと思っております。

そうした中で、日本の国民の方々が農業に求めるものといましては、安全な食料は日本にしかないということで、本当に国内のものを買いたいというのが日本の国民の方かとも思います。そして、もう一方では、農業農村にもかかわりたいということ、それから、ここ二、三年の間、農村漁村のほうに定住したいといったような統計上の数値ではありますけれども、そういった希望を持っている方々の数値が上がってきているというデータもあります。そうしたこととの絡みで、今後、国見町においても進めることができるものとしては、循環型の経済といえますか、町長の答弁の中に

も若干含まれておりましたけれども、そういった形で進めていく農業が必要ではないかと思えます。くにみ農業ビジネス訓練所の話も出てきました。それから、小坂アグリ株式会社の社長もいらっしゃいますけれども、そういった形の組織を大いに利用して担い手を育成するという形の努力も必要なのではないかと思えますが、最後にこの点をお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私からお答え申し上げますけれども、大体今、浅野議員がおっしゃった趣旨と私も同じだなと思っておりまして、やはり国の改革、農協改革も含めて、いろいろ議論されました。どうしても大規模企業とか、大型の農業化というか、そういった観点での視点が非常に多かったかなという感じはしております。地元、国民、農民の視点ということ、つまりコミュニティーをどう維持するんだという視点も含めながら、農業政策というものをしっかり進めていくということが、まずベースにあるべきだろうと思えますし、私自身もこういう国見町という一つの町に住んでおりますと、やはり町の維持発展をどうするんだということがまず最大の課題になりますから、そこはそういった農民の方々が取り組みやすいような農業政策にしっかりと取り組んでもらうということが、私はベースにあってしかるべきなのかなと思っておりますので、先ほど申し上げましたように、私は担い手だと思うんです。個人的な担い手でも結構です。あるいは大型化の中でしっかり勉強してもらって、ひとり立ちして分家していく形での担い手でも結構だと思うので、あとは私どもが今やっておりますくにみ農業ビジネス訓練所での担い手でも結構だと思うので、そういった担い手をいかに育成しながら、町全体の農業活性化につながるかというあたりが、私は先ほど来、申し上げておりますけれども、重要なポイントではないかなと思っております。視点は国民の農業者を視点にしたもの、そして、そのためには今後、国見町の維持発展のためには私はやはり担い手の育成が重要な課題ではないかなと考えておりますので、そういったあたりを意識をしながら対応していく。そのことによって、国見町は小さい町でありますけれども、農業をベースにしてコミュニティーが維持されて、コミュニティーの維持が国見町の町としての維持発展につながっていくと、こういったシナリオになっていくかなと思っておりますので、その辺を十分、また改めて意識をしながら、今後の農政、振興発展に鋭意対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 2つ目の質問にまいりたいと思えます。

人口減少の中での水道事業についてであります。今後、何年にわたることになるのかは不明ではありますが、人口は減少し続けていくことになると思えます。人口が少なくなるなどとは考える必要のないときに作られた広域水道事業でありますけれども、人口減少のもとでは収入の減少が伴うので、営業に大きく影響することになるかと思えます。人口減の要因はいろいろあるにいたしましても、これについての対応は迫られることになるものと思えます。

水の需要は人口減少により減るものと考えられる中で、水道料金が上がるのではとの心配がありますけれども、これについてはどのようになりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

議員ご質問のとおり、今後、人口については減少していくという想定がされております。そうなりますと、給水人口も減少することになり、それに伴いまして、水の需要につきましても、今後とも緩やかに減少していくものと考えられております。それらに伴いまして、給水収益についても減少していくものと想定をされているところでございます。

平成29年度におきましては、簡易水道との統合がございました。それにより一時的に給水人口は増加に転じておりますが、今後は緩やかに減少していくものと考えているところでございます。

水道事業につきましては、地方公営企業法に基づく独立採算となっておりますことから、料金収入が減少いたしますれば、将来的には料金改定の方向性も視野に入れなければならないと考えているところでございますが、現在の経営状況におきましては、当面料金の改定をせず維持できるものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 当面は変わらないのではないかという答弁でありましたが、発足するときに水需要が過大に見積もられて始められた広域水道であります。このことについて、先ほどから質問しておりますように、今になり人口が減少して、給水水量も減るということになったわけでありまして、このことについてどのような形で総括をなさっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

いわゆる広域水道と申しますのは、摺上川ダムを水源とした福島地方水道用水供給企業団のことだと認識をしておりますが、その部分で答弁をさせていただきたいと思っております。

かつて阿武隈川や地下水にその水源を求めていた、当時の1市11町でございまして、それぞれ濁水でありますとか、水質汚濁、これらのさまざまな問題を抱えていたところでございまして、その抜本的な水源対策といたしまして、国が建設をする摺上川ダムに共同で参加をしたところでございまして、さらに計画で1日当たりですが、14万9000トンの供給を可能とする、さらに最終計画では23万トンの供給を可能とするすりかみ浄水場が整備をされまして、長年の我々の抱えておりました問題の解決に至ったところでございまして。

現在の1日平均送水量につきましては約11万トンほどでございまして、先ほど申し上げました最終計画に比較しますと、半分程度でございまして、これが過大ではないかとお質してございますが、当時、さまざまな議論がなされた上で、ダムなり、浄

水場の規模決定の経過がございます。その決定は現在におきましても非常に重いものがあると、我々としては考えているところでございます。

今般の人口減少につきましては、ダム計画立案時、これは恐らく昭和50年代だと思っておりますので、資料で見るしかないわけでございますけれども、計画立案時には予想のつきにくかった部分でもあろうかと考えられておりますが、今後、これを構成している3市3町、相互の連携や議論をさらに密にした上で、今後の企業団の施設の維持管理や受水費の低廉化に向けた検討をさらに継続して進めていくべきであると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、先人の方々の大変なご努力により、現在の良質な水源の確保と、安全・安心な浄水を安定的に受水できるというメリットにつきましては、極めて大きいものがあると我々としては考えているところでございます。これらをさらに最大限活用していくことが、我々に課せられた責務であると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 発足時を見ますと大分前のことで、全ての資料が残っているのかどうか、ちょっとわからないんですけども、今、さまざまな議論があつて、その議論は重いものであったという答弁がありました。

これについて、わかれば答弁を願いたいと思うんですけども、今、一番心配されるのは、こうしたことが、人口が減って収入が少なくなる中で、受益者に負担を求める形で解決されるということになるのではないかというのが、一番危惧される場所と思っております。

これらをそうした形でないような形での議論について、現実に給水量が減っている中で行われているのではないかと思いますけれども、そういったことはどのようなことになっておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

現在、3市3町の中では、常に受水費低廉化に向けた協議が行われております。企業団からの暫定的な受水が開始されたのが平成16年、本格受水が平成19年度からで、当時は暫定的な料金での受水となっております。それにあわせて、当時、国見町水道事業におきましても、平成19年には料金の改定がなされたところでございます。これは受水費の増大に対応するための料金改定だったと私のほうでは聞いております。そのおかげかどうか、料金は、ここ10年以上改定はしておりません。そのような形で、低廉で安全な水を供給するという目的で料金の設定については行われてきたところでございます。

また、今後とも構成市町で、受水費に関しましては、企業団の第4期の財政計画もございまして、その枠の中でのさらなる料金の低廉化という部分に向けても、鋭意議論をしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） こちらの要望といたしましては、受益者負担がないように、今後の計画を作っていただくということになるかと思えます。

3 番目の質問でありますけれども、今、そうした状況も、全国的に人口減少ということがありますので、国のほうにおきましても水道法の改正が論じられておまして、そうした中で、水道の経営が民営化のもとで行われるという議論が進んでおります。水道の民営化は、命を預かる水ということで、性質上なじまないものであると私は考えておりますけれども、これについてはどのような形で進んでおられるでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

今般、話題になっております改正水道法の案につきましては、議員もご承知かと思うんですけれども、コンセッション方式といまして公共施設等運営権制度という仕組みが、民営化の頂点になる部分だということでの案が示されているようでございます。ただ、今回の改正水道法につきましては、先般の国会で審議未了、先送りになったところでございます。

現在、町の水道事業では、非常に数少ない職員で効率的な施設の整備と運用を続けているところでございます。将来の給水人口の減少に伴う給水収益の減収に対応していくためには、関係市町との統合によるスケールメリットを生かした広域化の視点のほうに逆に必要になってくるのではないかと考えているところでございます。現段階におきましても、議員もご承知のとおり、ダムからの取水、それから浄水につきましては共同化、広域化の状態にあります。そういったところもございまして、それらを足がかりにということではあるんですが、現在、3市3町で具体的な広域化という議論はまだなされておられません。ただ、こういう課題がありますというような共通認識はあるものの、具体的な議論とはなっておりません。

今後、企業団の構成市町それぞれの考え方もございまして、そういった考え方や今後の議論等を慎重に注視してまいりたいと考えているところでございます。

議員おっしゃるような民営化の部分につきましては、我々国見町水道事業といたしましては、具体的な議論はもちろんまだでございますし、議論自体もまだ時期尚早ではないのかなと感じているところもございまして。今後は、法改正が伴うことですので、国や県をはじめ、ほかの事業者の動向なども十分見きわめた上で、民営化による影響などについても、何より町民ファーストの観点で、今後とも慎重に検討していく必要があると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） まだ議論はされていないということで、直接的な議論はここでは省きたいと思えますけれども、この民営化の流れ、世界の中では先進的な部分で実施されたところもあるんですけれども、現在になっては、また、自治体がやるというか、

もとの経営体に戻すという動きもありますので、水道の民営化については、やはり命を預かる水、自治体あるいはそういった身近な方々による供給が必要かということを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午後2時から広報常任委員会を委員会室で開催いたしますので、ご参集願います。

あす6日は午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりましてご苦勞さまでした。

(午後1時50分)

第 3 日

平成30年第3回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年9月6日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 5号 健全化判断比率の報告について
- 第 2 報告第 6号 資金不足比率の報告について
- 第 3 報告第 7号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第39号 動産の取得について
- 第 6 議案第40号 平成30年度国見町一般会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第41号 平成30年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第42号 平成30年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第43号 平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第44号 平成30年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第45号 平成30年度国見町湧水対策施設特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第46号 平成30年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	阿部正一君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	引地 真君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	実沢隆之君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。暑い方は上着を脱いで臨まれても結構です。
ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

農業委員会会長より本定例会を欠席する旨、届け出がありましたのでご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第5号 健全化判断比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第5号「健全化判断比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 報告第5号、健全化判断比率の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第6号 資金不足比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第6号「資金不足比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 報告第6号、資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第7号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第7号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 報告第7号、町が出資している法人の経営状況についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は、出資法人の経営状況につき報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第39号 動産の取得について

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第39号「動産の取得について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 議案第39号、動産の取得についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第40号 平成30年度国見町一般会計補正予算(第3号)

議長(東海林一樹君) 日程第6、議案第40号「平成30年度国見町一般会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(羽根田孝司君) 議案第40号、平成30年度国見町一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番(佐藤定男君) ただいま補正予算の説明をいただきまして、補正額が1億500万円、その内訳の主なものとしましては人件費で、4月の人事異動の組み替え及び超過勤務の本俸の5%を見込んだ数字ということではありますが、総額1億500万円の中では各課にわたる時間外とかの人件費になるかと思いますが、本補正予算の1億500万円の中で人件費の金額は幾らを占めますか。

議長(東海林一樹君) 総務課長。

総務課長(羽根田孝司君) お答えいたします。

補正予算額1億500万円のうちの40%で約4500万円が人件費の部分となります。

以上、答弁といたします。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

13番(八島博正君) 今の5番の佐藤議員に関連する人件費について質問いたします。

今回、1億510万8000円の補正額のうち、人件費が4500万円ぐらいだということなんですけれども、その90%以上、4236万5000円は超過勤務手当なんです。この資料は23ページ、この問題は予算並びに決算の議会のたびに私が申し上げていますが、9月の補正予算の人件費の計上は超過勤務手当があり、5%までは毎年認められているからそこまでは上げようという意図が、今の総務課長の説明でもわかります。

例えば、今回の職員手当の内訳のうちの超過勤務手当のほかの項目、管理職手当の182万2000円は月額1万円から1万3000円プラスする経費に充てると。恐らく4月からさかのぼって、これも支給するという形になると思いますけれども、質問の1つは、今まで2041万2000円の超過勤務手当で大体8月までだと5カ月やってきました。これから後半に向かって、その倍以上の4200万円を計上しているというのは、今まで残業したのを支払わないできて今回の補正予算が通ったら支払

うという考えもあるのかどうか。こんなことは許されるはずがないんですよ、実を言うところ、ところが役場の場合は認められるのかどうか、質問をしたいと思います。

例えば、ページ数でいいますと16ページ、総務課以外の金額で多いのは、商工費超過勤務手当が737万7000円計上されている。これは総務課に次いで多いです。普通は税務課あたりが多くなるのかなと思えばそうでもないですね。その次に多いのは社会教育費と保健体育費を合わせますと585万9000円くらいですから、これは2番目に課としては多いですけども、商工費の超過勤務手当700万円というのは道の駅の職員の超過勤務手当が入っていると思うんです。これから9月以降、超過勤務手当だけで、月100万円ずつ払うという計画ですから、そういう認識でいいのかどうか、総務課長、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

超過勤務手当につきましては、まず第1点目で、これまで払っていない分をこれから払うのかという部分ですが、これまでの部分は全て払っておりまして、今回の補正予算につきましては年間を見越しての、平成30年度分ということで計上したところであります。

また、商工費の超過勤務手当につきましては、議員おっしゃるとおりの道の駅関係も含めまして、超過勤務手当として支出しているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 私が言ったのは、最初から私は残業は悪だという感覚で物を申しております。できれば、職員の採用試験で役場に勤める職員の能力は評価されて、役場の職員の仕事に耐え得る、それだけの気質と能力を持っているという形で役場の職員に採用されて仕事をやっているわけですから、勤務内にその仕事を全部やるというのが前提です。

私は前にも指摘しましたがけれども、人件費の中で、残業手当しか減らす方法はないんですよ、実は。23ページのこの職員の手当の内訳の中で、マイナスとなっているのもありますけれども、人件費全体で減らせるのはこれしかないんですよ。だから、なるべく時間内に仕事をして、超過勤務手当を払わないような体制、これは職員の健康の維持の問題もありますけれども、それ以上に財政的な問題でこの問題は大変なのかなと。

最終的に、決算認定のときに申し上げますけれども、いい資料を今回は出させていただきました。決算の認定をするには、本当にいい資料を出してもらって、なるほどなと、福島県の中で国見町の財政なり、あるいは今後の負担金の割合の順位が出ております。それを見ますと、国見町の財政的な問題は、福島県の中で真ん中よりも下のほうで、大変財政は厳しいと。その中で、総務課を中心に苦労しながら町政を執行していることは重々分かります。

よって、この超過勤務手当の問題は、やっぱり解決しなければならない、避けて通

れない問題だと思えます。現況はそのとおりなので、この質問は町長にお尋ねします。町長、どうお考えでしょうか、お願いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 八島議員のご指摘、ある意味でそのとおりの部分もあります。

ただ、現在、皆さんご承知のように、大震災の復旧・復興の余波が非常にまだ残っています。その余波の中で、特に再生まちづくり、道の駅の関係とかいろいろな問題が残っておりますので、そういった問題に対して職員は本当に真摯にしっかりと対応いただいているという認識をいたしております。そういった意味でその本来の業務をしっかりと貫徹していく姿勢で職員はしっかりとやっておると、私自身、十分強く認識しております。現在こういう状況でありますけれども、恐らくはあと2年、復興・再生期間というのがございます、平成32年度までが復興・再生期間でございまして、震災特別交付税の支援とかいろいろな面での特別交付税の支援とか、そういったものが得られます。

また、超過勤務手当の中で特に震災復興の部分は東京電力に対する請求もできる状況にもありますし、そういった中でしっかりと平成32年度まではやはり今の現状を少しでも脱するような形で業務推進をしっかりと図っていくということも私、非常に大切かなと思っております。そんな観点から今、職員と十分連携を図りながら、国見町の未来に向けた維持発展に向けて鋭意対応しているという状況でございまして、恐らくあと二、三年、確かに職員も非常に大変だと思えます。また、恐らく議員の皆様のアドバイスいただきながら、国見町の活性化、いろいろ今、前向きに対応しているという状況でございまして。職員の体の問題とかいろいろありますけれども、しっかりとやってもらっているということを私は先行して申し上げたいと考えております。

と同時に、私はいわゆる原点回帰とよく申し上げております。といいますのは、自然と国見町の状況が前に戻ってきます。前に戻ってきますと、やはり今、八島議員ご指摘のように、一つのスタイルを前のスタイルに戻さなくちゃならない、超過勤務手当も含めてです、そういったことを念頭に入れながら、今年度の予算を原点回帰予算とさせていただきますけれども、やっぱり少しでも前に戻していく、財政面ではそういったことでしっかりと対応していきたいと考えております。

と同時に、八島議員ご指摘のように、2000万円で今度は4000万円プラスしたのご指摘ですけれども、これは7月の実績で2000万円ですから、その2000万円、あるいはあと4カ月で2000万円、あと4カ月で2000万円、そういった想定で6000万円という金額での補正予算ということで、具体的に話を申し上げますけれども、そういった意味での6000万円をトータルで計上させていただいたということでございます。そんなことで特に平成32年度ぐらいまでになるかと思えますけれども、まだまだ震災復旧・復興とか、まちづくりをしっかりとやらざるを得ない状況にありますので、そういったものをしっかりとやっていくことで職員、私を含めて一体となって、やはりこの国見町の未来に向けた維持発展に対してしっかりと対応していくと考えておりますので、今回の4000万円プラスの

超過勤務手当などの人件費についてはご理解を賜り、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 13番八島博正君。

13番（八島博正君） 町長と議論するつもりもございませんけれども、課長に聞く質問でないので、あえてもう一度町長にお尋ねします。

町では、日曜日ごとにいろんな催しをやっております。その催しを運営しているのは、その各課の担当の職員だと思います。太田町長になってから、そういう催しが増えたことは事実ですし、各町からの評価もすばらしいねと。ただ、その裏には、そのいろんな催しをするために、休日も出勤する職員がいるのかなと。そうすると、今のままでこれほど多くのいろんな催しを続けていったならば、なかなか今の残業問題とあわせて、職員の超過勤務の問題は解決しないのかなと思っていますけれども、今、復興途中なので、これはやむを得ないというのは私も理解しましたので、その件に対しての町長のお考えはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

ある意味でおっしゃるとおりの部分もございます。実はことし、原点回帰ということで、さまざまな事業を実は削減しております。例えばフードフェスタはじめ元気まつりとか、いろいろイベントいっぱいあったんですけども、そういったものを縮減して、なるべくエキスを残しましょうよと、例えば子どもは子ども、高齢者は高齢者、それから全体的は全体的。実は私の基本的な考え方としまして、私になってからいろいろとボトムアップしましたイベントはございます。そういったものは、やっぱり平成32年度まで基本的に収れんさせようかなと思っています。といいますのは、現在は国・県からの支援が得られています。ところが、平成32年度以降は恐らくこれはなかなか難しい問題があるんだろうと思っていますので、なるべく私が町長になった時点での各種イベントはいろいろあります。こういったものはなるべく収れんさせようということで、今年度から努力しております。

前の富永町長、佐藤町長が一生懸命ご努力されて立ち上げられたイベントは基本的に残していこうという方針で、しかも充実していこうと、そういった基本的な考え方で今、やらせてもらっておりますので、徐々に今、イベントというものは縮小していきたいと思っています。また平成32年度まではいろいろと人的な超過勤務とか含めた支援が得られるかと思っておりますけれども、それ以降なかなか厳しくなってくる、そういったことも含めてトータルの考えながら、今後財政運営をやっていかなければいけないと考えております。そんな方針で今、考えておりますので、今後は少しずつイベントなどは収れんされていって、まさに原点回帰、前の国見町に戻っていくという形にぜひしていきたいと今考えておりますので、どうぞご理解を賜りたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 12ページに地域おこし協力隊募集業務で190万円、追加される補正としてあります。協力隊の事業の目的は、地域おこしという、まさにその名のとおりで、農林業、それから地域資源、地域間の交流、教育関係のことなど、いろいろ事業の目的があるかと思うんですけども、まずはじめに今回この190万円を必要とする内容とはどういったものなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

190万円というのは委託料でございます。専門的な業者に人材発掘をお願いして、それなりの優秀な地域おこし協力隊になるべく人を探していただく業務となっております。それにつきましては特別交付税で担保されるということでございますので、今回計上させていただいたということでご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、町でこの人材を探すのは若干難しいということをお願いするために、この190万円を補正することだと思うんですが、この事業は県との連携で募集する方法も1つはあると思いますけれども、そのほかに町単独で設置するというのも当初の予算の説明の中ではのっておるところだと思います。

それで、前回もたしか協力隊員を募って、何カ月か、1年間はいなかったと思うんですけども、お願いをして活動をされたときがあったんですけども、今回については新たな方針といいますか、前回の話だと途中で終わったと聞いたのですが、そういったところをきちんとやる必要があるのではないかと考えております。特に、定住という、定着といいますか、きのうも一般質問をしましたが、町の活性化に十分に貢献できるような活動主体が必要なのではないかと考えておりますが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

一番最初に2名の方が配置をされました。1人は1年間、もう一人は1年と7カ月ということで、合同募集の中でマッチングをして来ていただいた方でしたけれども、なかなか国見にはなじまなかったのかなと私は思っています。それで方針転換ではないですけども、県で募集する方法もありますし、あと合同で募集してやる方法もありますけれども、それと別に独自枠といたしまして、町の地方創生に関連する事業に貢献できる方ということで、今年度につきましては以前申し上げましたが末崎さんという方を1名、地域おこし協力隊として国見ホイスコーレやカスタムラボなどに対してアドバイスをいただける人材ということで雇用させていただいておりますが、さらに追加する分につきましても、そういった人材育成とか、その辺に寄与できるような方々を何とかしたいという意識がありまして、それを含めましてそういった人材を発

掘できる会社に委託をして、そういった方を何とかピックアップして国見にマッチングさせていきたいという考えをしております。

さらに、昨年から会社を立ち上げております「陽と人（ひとびと）」の小林さんなどとの連携を図ったりとか、そういったことを含めながら、人材育成と産業と、さらには道の駅の活性化も含めてトータル的に貢献できるような方を何とか見つけていきたいということで、今回独自に業務委託経費として計上して対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ある意味で要望になるかもしれませんが、前回は自主的な活動がなかなかできなかったということも聞いておるところでありますので、自主性を尊重するといいますか、自発的な部分を大いに尊重した形での活動になるようにご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 17ページの都市計画費の15節の工事請負費についてお尋ねいたします。

工事請負費の1270万円、施設修繕が600万円、駐車場整備として670万円となっておりますけれども、その場所についてまずお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 渡辺議員の質問にお答えさせていただきます。

17ページ、土木費の都市計画総務費に計上しております工事請負費につきましては、1270万円のうち670万円については、藤田駅前の駐車場整備に係る経費でございます。

残りの600万円につきましては、小坂梅ノ町工業団地の町の搬入道路があるんですけれども、そこのL型の土どめ擁壁について、さきの地震の影響で大きくゆがみまして、民地のほうに入ったということがございます。ここにつきましては、実は工業団地でございますので、電柱、さらには下水道といったライフライン関係もありまして調査設計費の関係、そして電柱移転費ということで計上させていただきますが、民地に約20センチほど入っているのを今回改修するというので進めております。

なお、これにつきましては、県の災害復興特別交付金の関係で、今回認められることになったものですから、それにあわせて今回工事に着手したいと計上させていただきます。

答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長が言われたように、工事請負費として2件の工事と、駐車場整備ということですが、私の勘違いか、国見ニュータウンの整備はこの都市

計画費の中に入っているのかどうか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

既に国見ニュータウンの道路などについては建設課に管理が移管されておりますので、それに係るものにつきましては都市計画総務費のこの項目で修繕するのが一般的だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そこで、都市計画費の中で国見ニュータウンが入っているということで、以前にも国見ニュータウンは町の中核的な住宅団地ということで、多くの方々に入っていただきたいということで、維持管理をある程度やっており、きれいになっているとは思いますが、やはり国見ニュータウンを形成してから地震が発生して、歩道の凹凸とか、いろんな部分で苦情が出ていると思うんです。なのに、補正を一向に計上していないということは、維持管理を含めて、きれいにやっていくという意識があるのか。今の状態では、けがをしたり転んでしまったりという苦情も出ていますので、補正を計上してそういう部分を直す予定があるのか、あるいは今の状態のままで十分だという考えなのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

国見ニュータウンに限らず、通常の維持管理につきましては、土木費の維持管理費という科目で軽微なものについては計上し、修理を進めているという状況でございます。

今回のものにつきましては、大規模な工事でありますので、この都市計画総務費に計上させていただいたということになりますので、通常は土木費の2項にあります道路橋梁費の維持管理費で行っているということで回答させていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） 9ページ、歳入の部でお伺いいたします。

14款の県支出金、1目総務費県補助金500万円とあります。補正前の額と合わせまして1316万7000円、1節総務管理費補助金500万円、福島県遊休施設等活用事業補助金とありますが、この遊休施設というのはどういった施設を指しているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

遊休施設等活用事業でございますけれども、遊休施設、使われていない建物、特に目的を持たないで使用しているもので、多目的に使える予定があるものということで、今回この事業につきましては、先ほど来、出ています駅前倉庫の改修事業が該当するというので、遊休施設等活用事業補助金ということで申請をしたところ、4分の

3の補助金がいただけるということで計上させていただいておりますので、よろしく
お願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

（午前10時57分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

◇議案第41号 平成30年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第41号「平成30年度国見町大木戸財産区特別
会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 議案第41号、平成30年度国見町大木戸財産区特別会計
補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第42号 平成30年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第8、議案第42号「平成30年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(澁谷康弘君) 議案第42号、平成30年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第42号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第43号 平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議長(東海林一樹君) 日程第9、議案第43号「平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第43号、平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第43号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第44号 平成30年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第10、議案第44号「平成30年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第44号、平成30年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第44号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第45号 平成30年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第11、議案第45号「平成30年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(澁谷康弘君) 議案第45号、平成30年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第45号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第46号 平成30年度国見町水道事業特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第12、議案第46号「平成30年度国見町水道事業会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(澁谷康弘君) 議案第46号、平成30年度国見町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第46号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長(東海林一樹君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、午後1時から議案調査会、現地調査を行いますので、地下駐車場にご参集願います。関係課長はよろしくお願いたします。

なお、最終日、9月12日は午前9時より議会運営委員会を、午前9時15分より議会全員協議会をそれぞれ委員会室で開催しますのでご参集願います。

午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前11時30分)

第 4 日

平成30年第3回国見町議会定例会議事日程（第4号）

平成30年9月12日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 認定第 1号 平成29年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成29年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 平成29年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 平成29年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 平成29年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 平成29年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 平成29年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9号 平成29年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第10号 平成29年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第47号 平成29年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 第12 常任委員長報告
- 陳情第25号 学校給食費の無料化を求める陳情
- 陳情第26号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情
- 陳情第27号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての陳情
- （追加日程）
- 第13 同意第 4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第15 議員の派遣について
- 第16 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番（欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番（欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	阿部正一君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	引地 真君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	実沢隆之君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。暑い方は上着を脱いで臨まれても結構です。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇認定第1号 平成29年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第1、認定第1号「平成29年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定については、町長提案理由の説明に際し、平成29年度個別の主要施策の成果として資料が配付されておりますので、質疑に先立ちましての説明は省略いたします。

おはかりいたします。

本認定に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順に従って一問一答方式により質疑を行い、最後に全般的な質疑にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

なお、質疑にあたっては、議席番号、質疑事項のページ及び答弁者を告げて、1件ずつ質問されますようお願いいたします。

それでは、はじめに、歳入について質疑を行います。

歳入については、第1款の町税から第20款町債までであります。質疑ありませんか。

歳入について質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑がないようでありますので、歳入については質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

はじめに、1款議会費について、質疑ありませんか。27ページです。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に2款総務費について、質疑ありませんか。28ページから44ページです。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） まちづくり交流課長にお伺いいたします。

決算書39ページ、2款総務費、1項総務管理費、12目地方創生推進費、13節

委託料の備考の一番下、国見ブランド育成・6次化商品開発事業1805万8680円とありますが、この事業の内容についてお伺いたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

地方創生推進費の委託料、国見ブランド育成・6次化商品開発事業の内容についてのご質問でございますが、道の駅におきまして国見町を積極的にプロモーションし、さらに6次化商品の開発並びにブランディングによりまして、売れる道の駅、売れる商品作りのために、専門業者のプロデュースにより、国見ブランドの創造ということで国見らしい、国見らしさがあふれる道の駅を統一したイメージやデザインで作り上げるために、細部にわたってさまざまなアドバイスや提案をいただいた事業でございます。

財源につきましては、地方創生シティプロモーションの2分の1の国庫補助を活用してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） この事業によって開発された商品がありましたら、お答え願います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

この事業によりまして、さまざまなアドバイス、提案をいただいております。例えば、商品でいきますとくにみ米のパッケージとか、あるいはバウムクーヘン、アンズ、モモ、リンゴジュースのパッケージなどのデザインの提案をいただいたり、そのほか包装紙とか、道の駅全体にわたりまして、売り場のレイアウトでしたり、商品のディスプレイ、さまざまなご提案をいただいた内容になってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 私はディスプレイまでここに入っているとは思っていませんでした。今、はじめてわかりました。

利用者の皆さんから、非常に狭い、ぶつかる、物を落としやすいという声を聞いております。もうちょっとディスプレイをしてくださる方たちに、そういった利用者の声をお届けして、利用者が利用しやすい道の駅になるようお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 総務課長にお尋ねいたします。

総務費における、28ページ、職員の手当の超過勤務手当について2439万8908円という数字が出ておりますけれども、まず職員1人あたりの平均の超過勤務の時間と、特に多い課はどこなのか教えていただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 7番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

本ページにあります職員手当超過勤務につきましては、全体の職員ではありませんで、これにつきましては総務課関係と会計課、あとは歴史まちづくり推進室、さらには企画情報課関係がここに入っております、全体の部分につきましては各款に超過勤務部分があります。その中で全体の平均、時間数であります、超過勤務全体の時間数では2万9397時間ということで、これを職員全体で割った部分、職員115名から管理職を引いて100名になりますが、これを12月で割って一月平均で職員1人あたりは24時間の超過勤務という結果になっております。この中で、超過勤務として一番多い課ですが、同じような計算になりますけれども、まちづくり交流課が1人あたりの月平均時間といたしましては63時間、企画情報課については1人あたり40時間、生涯学習課については39時間という結果となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、総務課長から回答をいただきまして、平均も聞きました。

そこで、やはり企画情報課及びまちづくり交流課が特に多いのかなと思っております。予算を編成する上で、予算総額の5%以内で当初予算を作っているという事はもう十分承知しております。その中で、平均が24時間という中でまちづくり交流課が六十何時間も残業しているということに関しては、全体的な金額は、昨年度どうかはわかりませんが、平成27年度よりは下がっているのかなとは思いますが、全体的な金額だけが落ちているだけで、まちづくり交流課の職員が余りにも多過ぎるということに関しては、負担が多くなっているのではないかと考えているのですが、総務課長にお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、まちづくり交流課、さらには企画情報課の1人あたりの部分が多いということですが、超過勤務につきましては、28年度をピークといたしまして、29年度の決算につきましては減額になっております。その中でも、さらにまちづくり交流課、企画情報課については、それだけの事業量をこなしていたということで、町の対策といたしましては、課内の人数を増やしたり、業務量の精査をしたり、いろいろ町としても対策をとっておりますし、超過勤務につきましては、町全体ですけれども、水曜日のノー残業デーを設けまして、皆さんにそれを徹底しているところではあります。さらには、休日の出勤がありますが、これについても振りかえで平日休むということで、職員に対して勧めているところでもあります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長からの説明をいただき、全体的に残業の金額は下がっているということで、その成果が出ているのかなと思っております。その中で、最後に、全体的な職員の云々も含めて副町長にお尋ねします。

昨年、超過勤務手当に対して、各課ではなくて、極端に多いところ、企画情報課、

まちづくり交流課の職員に対してヒアリングをして、動向を見て皆さんに聞くと、各課に聞いて、それを聞きながら、今後やっていくのだという答弁をいただきました。

しかしながら、今、総務課長からの答弁をいただいたように、まちづくり交流課や企画情報課の職員は、町長がなされているトップセールスも全てついていかなければならないということで、その部分がどうしても特化している部分もあるのかなと思っております。その中で、同じ職員にもかかわらず、片方が24時間なのに片方が六十何時間もしなければいけないという状況を作らせるというのは、ちょっと間違っているのではないかなど。職員が今後、異動するときに、その課には行きたくないとか、職員が思わないように、全体的に残業の時間を減らすということは、職員全員が思わなければいけませんし、みんなで下げるんだという勢いでやっていかなければいけないと思っております。そのために、副町長としては、昨年と同様ですが、その成果があらわれていないと私は感じていますが、その点について副町長の答弁をいただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 渡辺議員の質問にお答えをいたします。

多分、同じような質問を昨年の9月議会の中でいただいたと思えます。

町の状況につきましては、議員もご承知のとおり、復旧復興に向けて、現在、取り組んでおるところであります。

したがいまして、超過勤務もそれに従って大きくなっているという状況でございますけれども、全体でいいますと、超過勤務の状況につきましても、平成28年度をピークにいたしまして、決算で比較いたしますと、平成29年度につきましても全体では約13%減になっております。さらに平成30年度の4月から7月までの4カ月の分で比較いたしますと、全体で22%、昨年と比較いたしますと減少しております。まちづくり交流課を所管いたします商工費につきましては、後ほど出てまいりますけれども、同じように昨年の4月から7月までの状況で比較いたしますと、25.5%減少しているという状況でございます。

ではありますけれども、議員のご指摘のとおり、まちづくり交流課については、ほかの課に比べると多いというのは事実でございますが、やはり現在の状況を見てまいりますと、今、元気活力の核になっている道の駅の事業、さらには歴史を取り入れた歴まちの事業、こういう核の事業の中心がまちづくり交流課で行われていることとあります。そこで、昨年の答弁の中で町の職務の状況、職員の状況を把握するためにヒアリングをしております。そういうことを反映して、先ほど総務課長も申しましたように、職員を1名増員するなどの対策を取りまして、先ほど申し上げた数字になっているところであります。議員におかれては成果が出ていないということとありますけれども、数字の上では、先ほど申し上げた状況になっておりますけれども、それでいいのだという認識は私も持っておりません。さらに、超過勤務が減るように、全体のバランスを見て、さらにヒアリングを行っていく、あるいは事務分掌を見直していく、あるいはさまざまな機構の見直しなど対策を講じてまいりたいと考えており

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に3款民生費について、質疑ありませんか。44ページから55ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に4款衛生費について、質疑ありませんか。55ページから60ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に5款労働費について、質疑ありませんか。60ページから61ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に6款農林水産業費について、質疑ありませんか。61ページから69ページです。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 産業振興課長にお尋ねいたします。

ページ数は68ページになります。2目林業振興費の中の13節委託料の中で、山林下刈業務の中で18万144円の内容について、まずお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

山林下刈業務につきましては、大字森山地内のさくらの森の下草刈りとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） さくらの森ということで、年2回の除草費用であるということをお聞きしましたけれども、それは現状を維持するというところで草刈りをやっているのかなと思ってはおりますけれども、さくらの森ということで、相当の桜の木が現状あるのかなと思ってはおりますけれども、その桜の木はもってきて、移設をしておくので、俗に言えば若い木だと思っております。その若い木を、ただ周りの雑草を切るということだけでは、桜を育成するという部分からいうとかけ離れている。年間18万円の草刈りだけでは、桜を育成するという部分ではちょっと違うのではないかと思います。その辺についての答弁をいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

現在のところ、震災、また原発事故等の影響によりまして、整備が十分にできていない状況ではありますが、草刈り等の必要最低限の作業ということで、年2回実施しているものであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、7款商工費について、質疑ありませんか。69ページから72ページです。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 72ページ、幼児教育課長にお尋ねいたします。

子育て施設運営委託の1799万8200円と金額がありますけれども、委託先はどこなのか、まずお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

この施設の運営につきましては、仙台市にあります一般財団法人ココマムプラスに委託しております。委託先のココマムプラスにつきましては、本町において、これまでマムフェスタなど国見町の子育て支援事業に携わった実績を持っております。また、町の子育て世代とのかかわりを持っていること、近隣の子育て支援事業に関する知識が豊富であり、広いネットワークと企画力にすぐれていることから評価しまして、施設の運営をお願いしているところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そこで、お尋ねしたいと思います。

今の答弁の中で、委託しているということは、1800万円近くを支払っているということなのですが、町にはももたん広場もあります。無料ということで子どもたちには大変な人気があり、何万人という子どもたちが行っているということは、もう最大の武器となっていると思うんです。ももたん広場は5名の職員で対応していますが、こちらの職員は10名となっており、広さで職員を充てるのか、あちらから言われた委託金額の中で10名とこちらで決めたのか、それとも委託先がその人数でやっていただきたいという中身で委託金額が設定されたのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

こども木育広場「つながる一む」は、保育士、保健師、子育て支援員を配置しております。乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談などのできる場の提供を行っており、子育てサークルの運営、一時預かりなど地域子育て支援センターの機能として運営するほか、木育広場の管理運営や子育てイベントの開催など、さまざまな事業を行っております。これらに必要な人員を配置しまして、その積算によって委託の額となっております。

ももたん広場につきましては、あくまでも屋内遊び場としておりますので、木育広場につきましては地域子育て支援センターの機能があるということで、この委託額に

なっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に8款土木費について、質疑ありませんか。73ページから78ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に9款消防費について、78ページから83ページです。質疑ありませんか。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） 80ページの工事請負費なのですが、住民生活課長にお尋ねします。

防火用水は以前は地下式が2つずつ、今、1つしか予算がなくなって、やっていないんですね。そうすると、現在の防火用水がごみだらけになって落ち葉や何かが入って、悪く言えば使い物にならないと。この対策として、上にごみが入らないように網を張る設置を将来、考えているかどうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 6番村上正勝議員の質問にお答えいたします。

防火水槽の地上式の網かけの話の質問でございますけれども、まず第一に、防火水槽につきましては、地元の消防団のほうで管理をしていただきたいということを常にお願ひしているものでございまして、網かけについては、今後、消防の幹部会議等で検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） では、消火栓を今後、少ないところや、防火水槽も使えないところもあるもので、どういう形で設置するのか質問します。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 質問にお答えします。

まず、消火栓の整備につきましては、各消防団等々からのご要望をいただいているところでございまして、その設置箇所につきましては消防団の幹部会議にて決定しているというところでございまして、水利の確保については重要な課題でございますので、今後とも計画的に整備については進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 地下式の防火水槽、前は2つずつ予算をとったのですが、現在は1つだけになっています。今後、2つにするのか、1つの予定なのか、その点質問します。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

まず、防火水槽の地上式から地下式への整備等、また新設等につきましては、やはり消防団の全体の予算もございませぬ。装備品の更新等にも予算がありますので、消防団の全体の予算、町全体の予算、そういったバランスを検討していきながら、当面は1基ということで考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に10款教育費について、質疑ありませんか。

83ページから104ページです。教育費について、質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に11款災害復旧費から14款予備費について、104ページから106ページであります。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、歳入歳出の全体的な質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 歳出の部分で37ページの19節、この中でデマンド型乗合タクシー事業についてでございますが、これについて2つお伺いしたいと思います。

過日、デマンド乗合タクシーの運営について、現在、商工会で運営をしておりますが、商工会の活性化につながらないということをお伺いしています。そこで、ほかの事業者に変更して考えてほしいということでございますが、その後、どうなっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

変更してほしいというお話が正式にあったわけではないのですが、現時点といたしましては、議員ご承知のとおり、商工会から要望がありまして、デマンドタクシーということで国見町が始めたという経過がございまして、運営につきましては要望先であります商工会を主体としてやっていただく。その先の運営につきましては、下請の、有限会社三協ハイヤーに委託して運営をしているということで、ただ、今後につきましてはまだ不透明な部分もありまして、商工会でそのままやっていくのか、はたまたデマンドタクシーというもの自体を見直していくのかということにつきましては、協議会の中で議論をし、あとはバスの問題もありますので、それも含めながら、総合的に今後、検討をしていかなければならないのかなとは考えておりますけれども、現時点では商工会に運営をしていただいているということで、ご理解を賜りたいと思いません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 現在、高齢者の運転事故が社会的な問題になっております。その

中で、運営については土曜日、日曜日、祝日あるいは年末年始、これは休みとなっておりますが、このような状態ではなかなか運転免許証返納にはつながらないと思います。もっと利便性を上げる考えというのはあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えをいたします。

現時点で、決算書のとおり、これら相当額の補助金が出されているという状況がございます。

あと、運営の中身といたしまして、土日や夜間などの運営をしていないという、この辺が不便なのだろうというご意見もあることは聞いております。ただ、タクシー事業者との利益相反の問題もありますから、現時点では今までどおり、このまま運営をしてきたということがございます。ただ、全国的な流れといたしまして需要がある、デマンド型のタクシーがいいのか、逆に福祉型とか、そういった形でのタクシーに対する補助みたいな制度もございますので、その辺はバス事業とタクシー事業、あとデマンドタクシーを含めながら総合的に検討して、全体が最適になるような方法があるのであれば、そちらのほうを検討していくことは必要なだろうと思っています。今現在、福祉型のタクシーについては保健福祉課のほうでも対応しておりますし、あとは運転免許証返納の部分については、今後、何か事業があったかと思えますけれども、その辺を含めまして総合的な部分、公共交通のあり方も含めながら、町としても検討する時期に来ていると思いますので、福島県域での地域公共交通計画の策定の方向性も見ながら、国見町としてどういった形の地域公共交通のあり方がいいのか、その辺も含めながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） デマンドタクシーの運行について、見直しなどは毎年行うのでしょうか。あるいは何年かに一遍、何か変更を行うということが定款、規則で決まっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 現時点では、例年商工会との更新の契約ということで運営しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 税務課長にお尋ねします。

今回の議会の決算で監査から監査意見が出ております。その中で指摘事項としては、町税、それから固定資産税、使用料等々に収入未済額が計上されております。収納率は98.9%でございますから、未済額が出ているものは1.1%で少ないのですけれども、金額にしますと1031万1273円になっている、これは町税でございます。

使用料もあるので、これは別の形で質問しますが、町税についての収入未済額の内容及び不納欠損額が41万1992円になった、その理由、件数。そしてまた、これは税務課長になるか、答弁が総務課長になるか。監査から指摘されて、その後、どのような改善策をとって、この解消に努めているのか。この決算書は3月31日でございますから、8月31日までやっても5カ月間あるわけなので、その間、どのくらい減っているのか、その現況についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 13番八島議員のご質問にお答えいたします。

決算書の収入未済額の部分で、町税を合わせまして1000万円を超えるということでございます。

まず、ここの部分についてですけれども、今お話がありましたように、収納率については前年よりも上がっております。前年度の決算書でいいますと、収入未済額については1200万円を超えるということですから、前年よりは200万円収入未済額は減っているということで、取り組みが上がったのかなと思います。

さらに、不納欠損額の部分でありますけれども、今年度の決算では41万1992円ということでございます。内容についてですけれども、個人町民税について7,492円ということでございます。こちらの不納欠損は1件であります。

次に、固定資産税については38万2900円で、不納欠損は5件であります。

次に、軽自動車税2万1600円で、3件でございます。

なお、この不納欠損につきましては、町の債権管理本部会議を年2回開催しておりますが、昨年度につきましては1月下旬に開催いたしまして、その中で協議、決定をし、今回の決算書に反映されております。

さらに、今年度になってからどうだということでございますけれども、新年度におきましても、債権管理本部会議を開きまして毎年の債権回収に関する方針を決定し、さらには、それぞれの債権に関する徴収率、目標を設定いたしまして、それぞれの債権所管課で一生懸命収納等に励んでいるという状況であります。ことしについては6月下旬に債権管理本部会議を開催し確認したということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 固定資産税を納めない人が結構多いと思うのですが、固定資産税は何でそういうふうな滞納者が多いのか、その原因と、恐らく単年度でなくて何年間にわたって納めない人がいると思うのですが、固定資産税は町税の中で、軽自動車税よりも圧倒的に件数が多い、その原因と分析について、税務課長、お願いします。

あわせて、それに対する監査から指摘事項があったことに対して、総務課長、どのような対応をとったのか、その件について答弁願います。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（吉田義勝君） お答えいたします。

今の質問でございますけれども、固定資産税についてであるかと思えます。

議案調査会の中で、説明差し上げました。1つは債権管理あるいは滞納整理の段階の作業としては、納期限後、未納者に対しては20日以内に督促状を出すようにしております。その督促状の件数についてご説明させていただいたかと思えますけれども、全部で督促状の発送件数が昨年は2千何百件あったのですけれども、そのうち固定資産税が1,000件を超えると説明をさせていただきました。実際、固定資産税につきましては、最近、状況としてありますのが、亡くなった後の相続登記が不動産登記法には規定されていますけれども、義務ではない状況なのです。そうしますと、なかなか相続について登記がされないというのが一つの原因かなと思います。しかしながら、今、政府の検討の中では、死亡した場合については相続登記を義務化するような検討がなされているようでありまして、ここ2年ぐらいの間に法律の改正に向けた動きがあるようでございますので、それを見極めながら、我々としてもしっかりと、関係する場合について相続の登記もしてもらいようをお願いをしてみたいと思っております。

さらに、固定資産税の滞納の関係でございますけれども、滞納繰越額を見てもそれなりの金額がありますので、かなりの部分で滞納額が固定資産税についてはあるのかなと認識はしております。

なお、債権管理本部の中でも、固定資産税だけではなくて、各債権に関する管理、収納について検討を進めて、より収納率を上げるように、債権を解消するように、対応を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

では、総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） ただいま税務課長の答弁にありましたとおり、滞納者関係につきましては、町としては債権管理本部会議を開いておりまして、方針の決定、目標を定めまして、それらによりまして滞納者、滞納額を減らしていくということで進めております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 同じく収入未済額の件で、建設課長にお尋ねします。

住宅の使用料及び住宅に付随します駐車場の使用料の未済額が出ております。その現況と対策について、どのようにとっているのか、建設課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 八島議員のお質しにお答えいたします。

現在、住宅使用料、駐車場使用料につきましては、税務という公権力に基づく強制力を伴ったものでなく、私債権に基づく徴収ということで進めており、滞納者については、いろいろ相談しながら納付についてお願いしている状況です。

去年の5月31日、29年度の決算の段階で、住宅使用料の滞納者については

26名、うち50万円を超える人が7名おりまして、この50万を超える7名のうち5名につきましてはこれまで調停、さらには相談業務によりまして、生活が厳しい中でのことでもありますので、少しずつの納付ということで、それぞれの生活改善も含めながら、納めていただくような形で進めているところでございます。

さらに、29年度、若干滞納金額が大きくなった方がいるんですけども、これにつきましては、それぞれ完納相談等によりまして納付を進めているところでございます。今のところ、今年度の金額について、さらには生活改善も含めて、なかなか完納に結びつかない、厳しいというものについては、裁判による調停処分も含めながら、滞納分についてできるだけ縮減していく形で考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 町税の中でも、固定資産税も含めて県から収納率が良いということで表彰されておりますので、その努力は買いますので、ぜひとも不納欠損がなるべくならないような形で、今後とも努力してほしいと思います。

また、住宅使用料も痛しかゆしの面があると思います。余り厳しくなって、国見町から出ていくからというところも困るもので、その辺は大変だと思うんですけども、その解消をよろしくお願ひしたい。決算議会ですので、特によろしくお願ひしたいと思います。

と同時に、監査から指摘されました貸付返還金58万7931円、金額は少ないんですけども、これもあると。これは、きのうの新聞で災害援護資金で貸したお金が返っていないと。国見町は幸い出ていなかったですけども、新聞に出ておりました。3.11から7年目になって返還に入っているが、返還できない人がいると。国見町の貸付返還金はどういう性格のもので、これは何人くらいいるのか、ひとつご答弁願ひます。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問のありました貸付返還金58万7931円の部分であります。国保の被保険者の方が入院等をした場合に、高額な医療費を自己負担で払うということになります。一定以上の額については高額療養費ということで戻しをするということで、以前は償還払いと、一旦払っていただいてからお返しをするという手続であったわけですが、現在は高額の部分については直接保険者から医療機関のほうに払ってしまいますので、被保険者が直接その分を負担するというはなくなってございます。

実は、この58万7000円の金額につきましては、償還払いであった時代に貸し付けを受けて病院にかかったと。その後、高額療養費の支給の申請ができずに残っていたというところの部分でございます。件数は3件になります。この3件の金額でございますが、今年度、先ほど来、お話に出てございます債権管理本部あるいはその下の債権管理委員会等を開催をいたしまして、方針としては不納欠損でいきたいということで、現在、考えているところでございます。その理由でございますが、貸し付け

をしたというところで、本人に貸し付けをしたという証書も当然残っているわけなのですけれども、現実的には貸し付けをした金額については、直接病院のほうに支払っているということになります。病院のほうでは、当然その部分についての未収金はない状況になっていると。国保としては高額療養費ということで、それを基金のほうに入れれば終わるというところなのですが、その申請ができなかったということになってございますので、現実的に大きな袋で考えてみますと、貸し付けはしたのですが、その貸し付けをもとに持つ国保の高額療養費の支給がないということになっていきますので、全体として見ると、実はマイナスはないという状況なのです。そのことから、今年度、精査をして不納欠損として処理する方針で考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） あわせて、監査報告書関係での質問、一番最後ですけれども、佐藤監査委員にひとつ質問したいと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

監査報告書の中で予算の執行について、最後に保健体育費の委託の中に個人負担金の取り扱い及び計上方法について一部不適切と思われる事例があったと。適正な執行のあり方について検討されたい。この不適切な執行というのはどういう案件だったのでしょうか。もし差し支えなかったら、監査委員からのご答弁をお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 代表監査委員。

代表監査委員（佐藤徳正君） お答えいたします。

対象事案につきましては、教育費の保健体育費、保健体育総務費の委託料に計上されておりますスイミングスクール委託業務であります。決算書では101ページに記載されております。

事業内容は、小学校低学年を対象に夏休み期間を利用して、民間のスイミングスクール施設を活用して短期スイミングスクールを開催するものであります。決算書には委託料に、講師謝礼として3万3000円のみ計上しております。聞き取りの調査の結果、個人負担金をいただいております、それは町の歳入には入れずに直接受託者の施設側に支払っております。事業の目的は達していると思われませんが、個人負担金については町の歳入として受け入れ、歳出においては委託に付すべき経費を計上すべきではないかと判断いたしました。説明の中で、以前からこのような形で実施されているということなので、このような事業での適切な執行はどうあるべきなのかということについて意見書に記載させていただきました。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） ただいま監査委員から答弁がありました。今後、こういうことをなくす方向で検討したと思うのですけれども、これに対する処理の仕方、これは教育次長か、どのようにその後の処理をしたのか、もしそれを処理済みなら、ご答弁願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 答弁いたします。

委託料についてでございますが、決算済みの平成29年度については今までのとおり処理しております、今後につきましては、監査委員から指摘があったとおり、一度歳入に受け入れまして、委託料で支出してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） ただいまの件でございますが、町としても庁議を経まして、監査委員からの意見をいただいた段階で、内容につきましては、全て庁議の中で各管理職、関係者全員に、今後の進め方についても徹底しているところであります。

以上、私のほうから報告とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） 個別の主要施策の成果の70ページにあります、食味計は町で買ったのか、特定の生産者が団体で買ったのか。食味計を入れるというのは大変いいことだと私は思っています。食味計をどういう形で入れて、みんなが使えるのかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

食味計の購入につきましては、県の補助をいただいて町が町地域農業再生協議会に補助し、町地域農業再生協議会で購入しております。

使用につきましては、農家の方で希望する方がいれば当然測定するというところで運用をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 実際は生産者でも、食味計があるのかわからないかと思うので、生産者にわかるような形で周知してもらえればと思うのですが。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

今後、検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 住民生活課長にお尋ねしたいと思います。

決算書では41ページになります。

住民基本台帳の項目でお尋ねします。

まずはじめに、この事業でありますけれども、マイナンバーカードの交付についての事業かと思っております。それで、その事業の成果のところ、市町村の区域を超えた住

民基本台帳に関する事務処理と載っております。これについて、これまで何件ぐらい区域を超えた事務処理が行われたのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） ただいまの11番浅野富男議員の質問にお答えいたします。

住基情報の市町村間の情報のオンラインということでございますけれども、住基ネットの活用によりまして、市町村間の情報の伝達につきましては、転入完了通知等々のそういった手続等の市町村とのやりとりにつきまして、件数は150件となっているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それともう一つなのですけれども、個人番号カードの交付を行う事業もあっております。これについて、これまで行われた件数はどのぐらいで、これは当初の予定された数値と合致するのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

マイナンバーカードの発行率につきましては現在1,180枚でございまして、発行率につきましては11.1%という成果がございまして、県平均の発行率につきましては10.1%ということで、町としては、発行率は県平均を上回っているところでございまして、成果は出ているという理解でいるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） できるだけ100%に近づきたいというのが目標かと思うのですが、けれども、これが導入されてから数年になるかと思うのですが、いつまでにこれは終了できる事業と捉えたらよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

事業の期限につきましては、当面は継続という理解でいるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 支出関係について、今度は質問させていただきます。

主要施策の103ページに出ているのですけれども、予算書では98ページでございまして。

埋蔵文化財活用事業であつかし歴史館が昨年オープンして、大分成果が上がっておるようでございまして、その中で、オープニングやその後何回か行って、いつも感心して見ており、実は菊池利雄さんから寄附いただいた書籍、資料がいっぱいございます。残念ながら、ついせんだって亡くなりました。この菊池利雄さんからご寄附をいただいた書籍及び資料等々は国見の宝だなど。すばらしい歴史的な文献や、これから

手に入らないであろうと思われるような文献もいっぱいあります。103ページで、あつかし歴史館の備品購入で収蔵棚を買ったようですが、今、どのような状況にあの物はなっているのでしょうか。まちづくり交流課長にお尋ねします。現況どうなっていますか。

議長（東海林一樹君）　まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君）　八島議員のご質問にお答えいたします。

あつかし歴史館の備品として購入いたしました収蔵棚等の活用についてのご質問でございますが、収蔵棚につきましては、現在、その整理作業を行ってございまして、もちろん、菊池利雄さんから今の時点でお預かりしております書籍等についても、そういう棚を活用して、今、整理作業をしているところでございます。

さらに、展示ケースと、それから展示パネル等も購入してございまして、これについては既に歴史館の展示室で発掘遺物の展示とか、パネル展示で既に活用をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君）　八島博正君。

13番（八島博正君）　そこで、聞くところによると、本や資料等がまだ自宅にもあるのだそうです。大木戸の歴史館はまだまだ教室はあいていますので、せめて菊池利雄文庫とか、あるいは資料館みたいな形でぜひ保存して、将来、国見町の宝にしなごら、歴史関係なり、あるいはまた資料として活用していきたいと思っているのですけれども、その辺の今後のあり方については町長にお尋ねするところなのですけれども、長い間、菊池先生との関係、町とのかかわりについて、佐藤副町長の方がよくわかっている。そういう関係の仕事をやっていますので、佐藤副町長にお尋ねします。この大切な、偉人が残したものを今後、どのように活用して運用していくか、考えがあったらお願いします。

議長（東海林一樹君）　副町長。

副町長（佐藤弘利君）　八島議員の質問にお答えをいたします。

菊池利雄さんにつきましては、皆さんご存じのとおり、歴史家の大家、第一人者でありまして、国見町文化財保護審議会委員等、町はもちろんでありますけれども、県北地区の文化財の保護や町史の編さん、さらには福島県の文化財の保護指導員なんかも歴任されておりました、まさに文化財の保護と活用に尽力された方でありまして、町といたしましては特別功労表彰、そして国においても叙勲を授与しているところでありまして、残念ながら8月26日にお亡くなりになったところでありまして、改めてご冥福をお祈りいたします。

質問につきましては、ただいま申し上げました菊池利雄さんの残した功績、文献等をどんなふうを活用していくのだという質問でありますけれども、八島議員同様、私も残された功績、さらには資料は、国見町の宝であると思っております。やはりそれらについて維持保存、そして継承してまいりたいと思っております。

実は、一昨年秋に、菊池さんから話したいことがあるということで、私と教育長

が自宅のほうに赴きました。そのときに、実はいろいろな書籍や、資料、研究の成果を町に寄贈したいというお話をいただきまして、昨年、大木戸の歴史館が開館いたしました。それにあわせて文化財調査員を雇っておりました。やはりそういった資料の整理といわれましても、歴史的に造詣の深い方でないとできないということで、その方を中心に、現在、目録の作成を行ってきたところであります。あつかし歴史館に運び込まれているのはまだ半分くらいなのです。今、お話がありましたように、自宅のほうにもまだ半分くらい残っている状況でありまして、時間をかけて整理をして、そして、ぜひ後世に引き継いでまいりたいと思っております。

答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 菊池先生の資料もさることながら、国見の町史編さんのときは物すごくお世話になっているのです、実は。私も当時、それに携わった一人としても本当にお世話になったなど。ぜひとも故人の意に沿うような形で残したいと思っておりますので、よろしく対応していただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 次に、概要の98ページ。

今定例会で道の駅の決算が報告されました。それによりますと、貸借対照表から損益計算書を見ますと、これは大変だなというのが数字的にわかります。報告があった資料だけでも、直接仕入れて品物を売って、しかも経費を差し引く。そうした形でも物すごいマイナスが出ているわけです。例えば、損益計算書によって、営業損失金額は実に1億4200万円出ております。それに、販売関係のいろいろな形で町から入った金、それを引いて、最終的には5000万円のマイナスになっている。貸借対照表では6600万円になっていますけれども、そのほかの要因がございますので。

今回、98ページの資料に出ていますとおり、赤字になった資金というか、お金はふるさと国見町応援寄附金から3040万円、ふるさと振興基金から4800万円が出ていまして、ことしの振興基金の最終的な期末と年度末の残高を見ますと、ふるさと振興基金は8800万円あったのが5800万円と、3000万円が減少している。それから、国見町応援寄附金のほうは、去年は1億円を越すお金から出したのですけれども、ことしは1000万円台になる見込みである。とすれば、30年度は容易でない年になるのではないかと。とすれば、今までの流れでいきますと、町からある程度、お金を入れなければやっていけなくなってしまう。それが表を見ると明らかでございます。

そこで、町長にお尋ねします。この問題はまちづくり交流課長に聞くのが本当だと思うのですが、課長よりもやはり町長の、社長の考えかと思うのですが、町に迷惑をかけないで、何とかプラスマイナスゼロになるような努力を、これからしていかなければならないと思うのです。特に、ことしはもう9月で半年が終わりますので、後半戦でもぜひともとんとんにいくように、ちゃんと町民に報告できるような形を一日も早く作りたいと思っておりますので、それに対して、町長、いかが

な考えでしょうか、ひとつお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

国見町の道の駅は、いわゆる復興のシンボルとして、そして、防災の拠点として、交流連携の拠点として、さらには活性化の施設として位置づけをしまして整備をさせていただきました。いろいろと1年4カ月余をやってきておる状況でございます。

ここからは、申し訳ございませんが、社長という立場でここでは答弁はできませんので、あくまでも町長という、いわゆるちょっと上からの目線で恐縮でございますが、町長という立場でいろいろ私が見ておるとい状況の中で答弁をさせていただければと思います。

開業以来、先ほど申しました1年4カ月余を経過したということで、これは報告によりますと、昨日までに255万人の来場者があります。それで、売り上げが約13億円となっております。また、来場者については大体40%くらいが宮城県、仙台市の方々、それから、20%くらいの方々が県外、そして、40%くらいが国見を含む福島周辺となっております。町外からの来場者が非常に多くなってきておる状況でございます。

そういった中、特に私が一番気にしますのは経済効果、つまり道の駅ができたことによって、いかに国見町に経済効果があったのかという部分が非常に重要な課題かなという認識をしております。ここまで出荷組合の皆様方、国見の方々、そして従業員の方々、国見の方です。それから、レストランでの賄いのベースのものを含めますと、約4億円程度が直接的な経済的なメリットに実はなっております。そのほか、間接的にいろいろと周辺の食堂などにも非常に最近人が多く来ているという話もございますし、周辺に対する波及効果も大きなものがあるかなと考えております。まさに私は、今までにない、国見町にこういうものがなかったよと、いろいろ言っていたいております。つまり、経済の活性化、まさに交流連携の拠点の施設になりつつあるかなと、まず入り口で、当初もくろんだ交流、それから活性化の施設にしようではないかというところは少しずつクリアされつつあるかなと思っております。

それから、魅力度でございます。これにつきましては、皆さんもいろいろとご承知だと思いますけれども、県内のテレビ、新聞、それから宮城県の河北新報とか、あるいはテレビとか、あと全国のテレビ等々でいろいろと取り上げていただいております。特に最近では雑誌類、全国ベースの雑誌「じゃらん」とか、あるいは約1,140件道の駅が全国にありますけれども、それを束ねた雑誌がございます。その巻頭に国見町の道の駅が載るとか、全国ベースで今、いろいろと露出が、魅力的な形で出ております。特に、これも近々でございますけれども、皆さんもご承知かと思っておりますけれども、福島県の観光施設で入り込みが第4位になったと。それから、全国の約1,140件の道の駅についての「AROUND JAPAN」という情報サイトがあります。そのサイトの調査によりますと、全国で第4位になったことなどもございまして、全国ベースで魅力度がどんどんアップしてきております。これはSNSを使

うとか、あるいは首都圏から学生さんに来てもらったとか、いろいろございます。そういった発信もあるのだろうと思いますけれども、そういった施設になりつつあるかなと思っております。経済面、魅力面で非常に前に進んでおるかなと思っております。

ただ、先ほど議員お質しのように、一方で、活力はあるけれども、経営はどのようなのだということですが、これにつきましては、昨年度に開業したということで初期投資、それから、想定外の経費がいろいろとかかって、これは8000万円くらいかかっておりますけれども、そういった部分があったことによりまして、議会でご報告申し上げたとおりのまちづくり会社の決算になってございます。

しからば、今年度はどうかということでございます。実は今、8月までは完全なる決算が出ていますけれども、9月の部分も入れまして、若干これはビブラートはございますけれども、一応上半期の仮決算で、何とかとんとんまでいくかなというところまで来ております。8月に大体700万円くらいの黒字になっていまして、そういった状況になっているという報告を私自身町長として受けております。

当然、今までやってきた維持管理経費等々、それは当然、公的な部分については、今後、補填がされるという前提に立ちますと、上半期ではもう黒字になっております。ただ、下半期については、これも議員お質しのとおり、非常に人の数も減る状況などもございますから、これは鋭意頑張って4月から3月までのキャッシュフロー上、絶対とんとんに持っていくということで、今、やらせてもらっております、4月から3月までのキャッシュフロー上です。あとは当初にかかった費用などはありますけれども、キャッシュフロー上はとにかくとんとんでいこうということで、いろいろと職員同士、連携しながらやっておりまして、下半期決算に向けて鋭意対応していくという報告を受けているところでございます。

道の駅全体が経済的な部分、魅力的な部分、まさに国見町になかった施設ということで、どんどん今、全国から注目されておる状況でございますので、これはこの小さい国見町にこういったものが今までなかった、これは私は逃す手はないなと思っておりますので、今後、町を挙げて、町民を挙げて、議会の皆様方のご支援をいただきながら、さらに道の駅を前に進めていく。そして、国見まちづくり株式会社では、これは私がかぶっているわけでございますけれども、いかに経営の安定化をするかということです。二面性だと思っていますから、経済活性化、魅力度、そして、経営の安定化、その両面をしっかりと担保していくということで、鋭意町長の立場で目配せしながら対応していきたいと思っておりますのでございます。道の駅は今後の町全体の活性化の施設、交流連携の拡大の施設、そして、国見町の町としての維持発展に必ずや私はつながるものと考えておりますので、町長の立場では鋭意両面を見ながら対応していきたいと考えておるところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 町長の答弁に尽きるのですが、ことしの実績の報告がございましたけれども、7月から大体前年比をオーバーして、8月、9月は良い結果が出そ

うだということで、安心まではいかないですけれども、やはりモモの季節なので良かったなと思うのですけれども、ぜひとも9月以降、今度、モモの季節が終わってから来年3月まで、これは去年の実績からもずっと下降線なのです。そうやっていきますと正月商戦というのがあります、年末。1年間の一番最大の商戦が年末年始の商戦なのですけれども、去年の実績からすると、道の駅はそのところがマイナスになってしまうというか、大した商売を見込めないという状況もあります。特に、今回の決算書を見ますと、貸借対照表で出ているのですけれども、資本金が5000万円プラス4800万円で9800万円になっていますけれども、現在の9800万円の値打ちが3133万2394円、もう3分の1になっている。ぜひとも9800万円で、配当はいいですから、プラスマイナスゼロくらいの値打ちに資本金がなるように頑張ると同時に、やはり町民から頑張っているなど見られるような体制にしてやってほしい、かように思います。課長、ひとつその線についての見解がありましたらお願いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

八島議員から力強い応援のお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

町といたしましても、先ほど町長答弁にあったとおり、国見まちづくり株式会社に対しまして、今後とも引き続き、経費削減の努力をお願いするとともに経営の安定と平準化に向けて、町としてもしっかり指導し支援してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 道の駅に関連するのですけれども、29年度だけで2億円近いお金を国見まちづくり株式会社に出費しているのですが、これは指定管理者制度のもとで、そういうことができるものと考えておりますが、この指定管理者制度のもとでの国見まちづくり株式会社との契約の内容、29年度では冷蔵庫なども買うということで町は行っておりますけれども、こういうことにおける町の責任といいますか、これはどこまで行われるものか、あるいはどこまで行わなければならないものかなど、そういった契約の内容をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

道の駅の施設部分につきましては、町がこれは公共公益的な施設として設置した部分でございますので、その分については町が責任を持って維持管理、運営にあたるという部分だと思います。

また、まちづくり会社におきましては、そういった地域振興施設という部分で物販に関する営業的な部分については国見まちづくり株式会社が責任を持つということで、実際、指定管理者に係る委託部分については、町の負担分と国見まちづくり株式会社の負担分ということで、面積で案分をして維持管理に係る経費を負担している状況で

ございます。

そういった中で、今年度につきましても、これまでの維持管理の経費の状況を踏まえながら、国見まちづくり株式会社と協議して、町負担分についても今後、補正予算でお願いすることになるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） もう1点だけ聞きたいです。

契約期間がたしかあったはずなのですが、今回の期間についてはどのぐらいになりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 指定管理者の契約期間ということでございますが、5年で設定をしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 21ページの収入の部分で、住民生活課の消防自動車の更新による売り払い収入なのですが、これは今まで消防自動車の売り払い収入という部分はなかったものですから、どうしてこういう売り払い収入に至ったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 阿部泰藏議員の質問にお答えいたします。

まず、消防ポンプ車の売り払い、払い下げにつきましては、平成29年度に更新した1分団2部の消防ポンプ車を更新し、その古い車を払い下げしたということでございまして、これにつきましては、平成30年度につきましても、平成29年度に更新しましたポンプ車につきましては払い下げを行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） これは入札などの方法で売り払いが行われたのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

これにつきましては、3社の見積もりをとって、払い下げを行ったところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 11時45分まで休憩いたします。

(午前11時35分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午前11時45分)

◇ ◇ ◇

◇認定第2号 平成29年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第2、認定第2号「平成29年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長(蓬田英右君) 認定第2号、平成29年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番(八島博正君) 産業振興課長にお尋ねします。

今回、間伐材の収入は金額が少ないので、全体的に山の手入れのために切って間伐材が出たという感じはしないのですけれども、財産収入として間伐材が出た経緯と、これを売り払いをする時の手順がありましたらばお答え願いたいと思います。

議長(東海林一樹君) 産業振興課長。

産業振興課長(蓬田英右君) 八島議員のご質問にお答えします。

今回の財産収入につきましては、先ほどもご説明しましたように、29年度ふくしま森林再生事業で間伐を行ったものを市場なり、チップの会社のほうに買い取りいただいたという形になっております。それで、面積といたしましては0.4ヘクタールのエリアの中で約30%の間伐をしました際に出ました杉が約29立方メートル、あとチップ材としましては7.73立方メートルとなっております。

以上、答弁といたします。

議長(東海林一樹君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第3号 平成29年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第3、認定第3号「平成29年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 認定第3号、平成29年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時55分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

◇認定第4号 平成29年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議長（東海林一樹君） 日程第4、認定第4号「平成29年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 認定第4号、平成29年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第5号 平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

議長（東海林一樹君） 日程第5、認定第5号「平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 認定第5号、平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第6号 平成29年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第6、認定第6号「平成29年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 認定第6号、平成29年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 保健福祉課長にお尋ねいたします。

決算審査意見書を見ますと、不納欠損の分33万円何がしの分については、いずれも生活困窮者、自己破産者などでやむを得ない理由と認められるという意見がありますけれども、この未収金、収入未済額1850万円と大きな額ですが、この中にはこういう方々は含まれないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

不納欠損につきましては、理由としては浅野議員にご紹介をいただいたとおりということになりますが、では、そのような理由の方が収入未済額の中のご家庭にもあるのかというお質しかと思いますが、現実的な問題として、さまざまなご家庭がございますので、生活に困っている方という意味では、そういう方も含まれていると思ってございます。ただ、国民健康保険の制度上の部分ということになりますので、そういう方に対しての減免の措置であるとか、そのような部分がございまして、適正に課税をさせていただいて、結果として収納をするのに理由があつてというところについては、やむを得ず不納欠損ということにさせていただいているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 健康保険制度は社会保障の一端であるというふうな位置づけもきちんとあると思うのですが、生活困窮者、自己破産者にあたるような方も全くいないということではないというお話だったかと思いますが、個別対応がかなり重要になるのではないかと思います。もちろん払える状況にある人は払っていただくのが当然でありますけれども、そうした方々に対して特別な支援といいますか、減免措置とか何か、ことからは国民健康保険の制度が変わって、収入未済額を残すというのはもう大変なことになるのではないかなと思いますので、今後の部分との関連も含めまして、こういった部分での回収の仕方、段取りがありましたらお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

適正な課税を行った上で、今、お話しのように生活困窮の理由の方がいらっしゃるというところについては、保険税の減免ということではなくて、やはり納めていただくにつけて、必要な支援というものは考えていく必要があると思っております。ただ、それは、例えば生活費の整理をするということや、あるいは生活相談をすることなど、主に福祉の関係での対応もあわせて行うということになると思っております。それらの対応をして、それでもというところにあっては、先ほどのお話があったところで、保険税の部分の検討をせざるを得なくなるだろうとは思っておりますが、まずは納めていただくということが前提で、その上で、さまざまな制度あるいは福祉的な部分を活用していきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 11番浅野議員と関連するわけですが、去年よりも収納率が1.4%良くなったというのは、これは大変努力した結果でご苦労さまでございます。ただし、その下の概要によりますと滞納繰越率が少し増えていると。それだけ滞納する、苦しい人が増えているのかなと思うのですけれども、その原因と、健康保険税を納めない人が病気になったときはどういう形、どういう処理を今、しているのでしょうか。保健福祉課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） まず前段の滞納繰り越しの部分なのですが、これは滞納繰越率とありますが、滞納繰り越しに係る収納率ですので、前年度より増加をしています。収納率は上がったと捉えていただければと思います。

それから、今、お話がありました保険税を納めることが厳しい方が医療にかかるといった部分の対応でございますが、私ども、当然命にかかわる部分あるいはその方の生活の本当の根幹にかかわる部分について制限をするということは考えてございませんので、今までどおり、保険税の滞納等がある場合については、短期の保険証等の発行も含めながら、医療を奪うということがないように、そこのところは留意をしながら進めていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第7号 平成29年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第7、認定第7号「平成29年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 認定第7号、平成29年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから認定第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第8号 平成29年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第8、認定第8号「平成29年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長(阿部正一君) 認定第8号、平成29年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第9号 平成29年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第9、認定第9号「平成29年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 認定第9号、平成29年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第9号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第10号 平成29年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定について

◇議案第47号 平成29年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について

議長（東海林一樹君） おはかりいたします。

日程第10、認定第10号及び日程第11、議案第47号は、企業会計の関連議案につき一括議題とし、説明及び質疑、討論は一括して行い、その後の採決については1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第10号及び議案第47号を一括議題と決しました。

日程第10、認定第10号「平成29年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定に

ついて」及び日程第11、議案第47号「平成29年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 認定第10号、平成29年度国見町水道事業会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

上下水道課長（澁谷康弘君） それでは、引き続き議案第47号についてご説明をさせていただきます。議案第47号でございます。

平成29年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 上下水道課長にお尋ねします。

3ページなのですが、水道事業の損益計算書における当年度の純利益はイコールマイナスということで、当年度の純損失で673万2827円とありましたが、単年度ではじめてのマイナスだと思うのですが、その要因をお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

今回、純損失となった要因でございますが、平成29年度に簡易水道との統合がございました。これにより、先ほど、資本的収支の部分でもご説明をしておりますが、さまざまな補助を活用した本管工事を行ってきたところでございます。しかしながら、組合員の皆さんに直結する宅内の給水管につきましては、資本的収支のほうではなく営業費用として支出をしております。工事費としましては約2800万円からの工事費を支出したところでございます。これにより一時的に費用が増大したということが主な要因で、純損失が発生したものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長の説明でわかりました。そこで、最終的には当年度の未処分利益剰余金が705万7659円となりましたけれども、議案第47号によりますと、未処分利益剰余金残金が減債積立金への積み立て金500万円を引いて繰越利益剰余金が約200万円に減ったと。つまり、一千二百何万円から200万円まで落ちているということになりまして、そのように減った状況で、今後の水道事業の見通しについては大丈夫なのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

今回、議案第47号のほうでお願いいたしました一部減債積立金への積み立てと、残余を繰越利益剰余金としたいという内容でございますが、ちなみに28年度の決算では162万円ほどの繰越利益剰余金となっております。一部減債積立金、また、昨

年度に関しましては建設改良積立金などにも積み立てておりまして、後年度の負担、今後はどんどん拡張していく時代ではなくなってまいります。そのことから、下水道でも同じですけれども、今後は維持管理に主軸を置いた業務になっていくものと考えておりまして、そのための積み立てをしているということでございます。当面はこのような補填財源などを活用して、施設の整備、修繕、改修などを進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第10号は原案のとおり認定することに決しました。

これから議案第47号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり処分することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり処分することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時15分まで休議いたします。

（午後2時02分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時15分）

◇ ◇ ◇

◇常任委員長報告（陳情第25号、陳情第26号、陳情第27号）

議長（東海林一樹君） 日程第12、常任委員長報告を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第25号、陳情第26号及び陳情第27号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

なお、この報告に対する質疑は一括して行い、その後討論、採決については1件ずつ行います。

総務文教常任委員長、8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情3件の審査の結果を報告いたします。

本委員会は、去る9月4日、午後1時より委員会室において委員全員出席のもとに開催しました。この会議には、引地教育次長及び職務として松浦議会事務局長が出席しております。

陳情第25号は、「学校給食費の無料化を求める陳情」であります。

この陳情の趣旨は、学校給食費は1人あたり年額五、六万円と保護者が学校へ納めるお金の中で最も高額であることから、これを無償化することにより保護者の負担が大きく軽減されるので、学校給食費を無料化することを求めるというものであります。

審査の結果、学校給食は食育としての教育の一環であり、保護者の負担軽減にもなるので、この陳情は採択すべきという意見もありましたが、衣食住に関しては本来自己負担が基本であること、及び当国見町では既に給食運営で保護者負担の半額を補助しており負担軽減を図っていることなどを考慮し、さらに、全額無料化することは町の財政負担を重くすることにもなり適切とは言えないという意見が多数であり、以上のことから、陳情第25号については不採択と決しました。

陳情第26号と陳情第27号は、陳情第25号と同じ内容で、県と国へ意見書を提出してほしいというものであります。

町議会の陳情を不採択と決しましたので、県及び国へ意見書を求める陳情第26号と陳情第27号はいずれも不採択と決しました。

以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第25号の討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 陳情第25号について討論を行います。

陳情第25号は学校給食費の無料化を求める内容であります。学校給食は十分に健康な食生活を保障するために、食糧難の時代から今日まで紆余曲折はあったものの、その完全実施に向けて進められてきたものであります。今日では学校給食は普通に実施されるようになっていますが、その根拠は教育、徳育、体育、食育といった義務教育の視点から行われてきたものであります。現在は授業料、教科書については無償となっておりますが、給食だけがまだなっておりません。義務教育を無償とすることは教育基本法にもうたわれており、国の方針でもあります。

このようなことから、本案は町への陳情であります。同時に陳情第26号は県に対して、第27号は国へ対する意見書の提出を求めることについても陳情されております。

委員長報告は不採択であります。以上のような理由から採択すべきものであるこ

とを申し上げて、討論といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ありませんか。

1 番松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 私は委員長の報告に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

今回の決算で給食センター運営事業を見ても、町が半分補助しております。また、給食センター運営委員会や年 11 回の献立作成検討委員会を開催し、幼小中学校へ安全・安心な給食の提供に努めております。

国は来年 10 月から実施予定の消費税 8% から 10% への増税は、社会保障費用と子育て支援の財源を増やすためとしております。人材への投資として 3 歳から 5 歳児の幼児教育の無償化が取り上げられています。その他、教育のさまざまな分野で手厚い支援を行う予定としております。私は生活の基本である衣食住はそれぞれの自助努力によって行うものと考えております。

以上のことから、本町の給食運営事業を踏まえれば、この陳情は時期尚早であり、委員長報告のとおり不採択と考えます。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第 25 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情第 25 号を採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

議長（東海林一樹君） 起立少数です。

したがって、陳情第 25 号は不採択と決しました。

これから陳情第 26 号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第 26 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情第 26 号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（東海林一樹君） 起立少数です。

したがって、陳情第 26 号は不採択と決しました。

これから陳情第 27 号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第 27 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情第 27 号を採択することに

賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

議長(東海林一樹君) 起立少数です。

したがって、陳情第27号は不採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午後2時23分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後2時25分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長(東海林一樹君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり4件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、この4件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長(東海林一樹君) 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長(太田久雄君) ただいま追加ご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

同意第4号「教育委員会委員の任命につき同意を求めること」につきましては、志村裕美委員が9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き志村裕美君を適任と認め、選任したいため同意を求めようとするものでございます。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること」につきましては、佐藤勢津子委員が12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き佐藤勢津子君を適任と認め、候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。

慎重審議の上、速やかなるご同意等を賜りますよう心からお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◇ ◇ ◇

◇同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第13、同意第4号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第4号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第14、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 諮問第3号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれを適任とすることに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、諮問第3号は適任とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第15、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第16、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題

といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長(太田久雄君) 平成30年第3回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

ご提案申しあげました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただき、全議案につきまして原案のとおりご議決を賜りましたこと、まことにありがとうございます。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方から頂戴をいたしましたさまざまなご意見等を十分踏まえまして、今後、町政執行にあたってまいりたいと考えております。

なお、議員の皆様におかれましても、時節柄、お体には十分ご留意の上、今後とも復興と町政進展、町民福祉の向上のためにお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長(東海林一樹君) これをもって、本日の会議を閉じます。

平成30年第3回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後2時34分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月12日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 松 浦 和 子

同 署名議員 村 上 一